

### 第3章 部門別概念・定義・範囲

#### 第1節 内生部門

##### 1. 農林水産業

列部門	0111-01	米
行部門	0111-011	米
	0111-012	稲わら

(農林水産省)

米の生産活動であり、その生産物は、米及び稲わらである。

列部門	0111-02	麦類
行部門	0111-021	小麦(国産)
	0111-022	小麦(輸入)
	0111-023	大麦(国産)
	0111-024	大麦(輸入)

(農林水産省)

麦類の生産活動であり、その生産物は、小麦、大麦(含む裸麦)である。

〔注意点〕

行部門の「大麦(国産)」, 55年表行部門「0011-210 六条大麦(国産)」, 「0011-230 裸麦」及び「0011-260 二条大麦(ビール麦)」を統合したもの。

なお、行部門とも、その他の麦を、「0111-03 雑穀」, 「0111-039 その他の雑穀」に含めたため、この部門から除いた。

列部門	0111-03	雑穀
行部門	0111-031	とうもろこし・こうりゃん(輸入)
	0111-039	その他の雑穀

(農林水産省)

雑穀の生産活動であり、その生産物は、とうもろこし、もろこし(こうりゃん)、えん麦、らい麦、あわ、ひえ、きび、そば等である。

〔注意点〕

列部門の「雑穀」は、55年表列部門「0014-20 雑穀」に、「0011-20 麦類」のうちのえん麦及びらい麦を加えたもの。

行部門の「その他の雑穀」は、55年表行部門「0014-290 その他の雑穀」に「0011-290 その他の麦」を加えたもの。

列部門	0112-01	いも類
行部門	0112-011	かんしょ
	0112-012	ばれいしょ

(農林水産省)

いも類の生産活動であり、その生産物は、かんしょ及びばれいしょである。

列部門	0112-02	豆類
行部門	0112-021	大豆(国産)
	0112-022	大豆(輸入)
	0112-029	その他の豆類

(農林水産省)

豆類の生産活動であり、その生産物は、大豆、小豆、いんげんまめ、らっかせい、えんどう、そらまめ、ささげ、緑豆等である。

列部門	0113-01	野菜
行部門	0113-011	野菜

(農林水産省)

野菜の生産活動であり、具体的には、「農業及び農家の社会勘定」(昭和61年度より「農業・食料関連産業の経済計算」)でとらえている「野菜」の範囲である(輸入野菜を含む)。

〔注意点〕

55年表までは「生産農業所得統計」の範囲でとらえていたが、その他の野菜が増加したことから範囲を拡大した。

列部門	0114-01	果実
行部門	0114-011	かんきつ
	0114-012	りんご
	0114-019	その他の果実

(農林水産省)

果実の生産活動(植物生長を含む)であり、具体的には、「農業及び農家の社会勘定」(昭和61年度より「農業・食料関連産業の経済計算」)でとらえている「果実」の範囲である(輸入果実を含む)。

〔注意点〕

55年表までは「生産農業所得統計」の範囲でとらえていたが、その他の果実が増加したことから範囲を拡大した。

列部門	0115-01	油糧作物
行部門	0115-011	油糧作物

(農林水産省)

油糧作物の生産活動であり、その生産物は、なたね(種実)、ごま、オリーブ等である。

〔注意点〕

行部門の「油糧作物」は、55年表行部門「0014-410なたね(種実)」と「0014-490その他の油糧作物」を統合したもの。

列部門	0115-02	砂糖原料作物
行部門	0115-021	砂糖原料作物

(農林水産省)

砂糖原料作物の生産活動であり、その生産物は、さとうきび及びてんさいである。

列部門	0115-03	飲料用作物
行部門	0115-031	コーヒー豆・カカオ豆(輸入)
	0115-039	その他の飲料用作物

(農林水産省)

飲料用作物の生産活動であり、その生産物は、コーヒー豆、カカオ豆、茶(生葉)、ホップ(乾花)等及び茶の植物生長である。

列部門	0115-09	その他の食用耕種作物
行部門	0115-091	香辛料作物(輸入)
	0115-092	食用工芸作物(除別掲)

(農林水産省)

他に分類されない食用耕種作物の生産活動であり、その生産物は、香辛料作物、食用工芸作物(こんにゃくいも、きくいも、ステビア等)である。

〔注意点〕

列部門の「その他の食用耕種作物」は、55年表列部門「0014-90 その他の食用耕種作物」から飼料作物を除いたもの。

列部門	0116-01	飼料作物
行部門	0116-011	飼料作物

(農林水産省)

飼料作物(青刈とうもろこし、牧草、飼料用かぶ等)の生産活動である。

〔注意点〕

列部門の「飼料作物」は、55年表列部門「0014-90 その他の食用耕種作物」に含まれていたものを特掲した。

なお、55年表行部門「0014-990飼料作物」は、50年表行部門「0014-990食用耕種作物(除別掲)」を名称変更したもの。

列部門	0116-02	葉たばこ
行部門	0116-021	葉たばこ

(農林水産省)

葉たばこの生産活動で、一次乾燥し、調整するまでの活動を範囲とする。

列部門	0116-03	種苗
行部門	0116-031	種苗

(農林水産省)

種苗の生産活動であり、その生産物は、農産物(除畜産、養蚕)として定義されているものの種子、球根、苗木(除山行用)等である。ただし、生産物を直接自部門投入して生産活動を行うものを除く。

〔注意点〕

列部門の「種苗」は、55年表列部門「0015-20 非食用耕種作物」に含まれていたものを特掲した。

行部門の「種苗」は、55年表行部門「0015-290その他の非食用耕種作物」に含まれていたものを特掲した。

列部門	0116-04	花き・花木類
行部門	0116-041	花き・花木類

(農林水産省)

花き・花木類の生産活動であり、その生産物は、切花、鉢物、花木、芝等である。

〔注意点〕

列部門の「花き・花木類」は、55年表列部門「0015-20 非食用耕種作物」に含まれていたものを特掲した。

行部門の「花き・花木類」は、55年表行部門「0015-290 その他の非食用耕種作物」に含まれていたものを特掲した。

列部門	0116-09	その他の非食用耕種作物
行部門	0116-091	生ゴム(輸入)
	0116-092	綿花(輸入)
	0116-093	非食用工芸作物

(農林水産省)

他に分類されない非食用耕種作物の生産活動であり、その生産物は、生ゴム、綿花、薬用作物(薬用入参、除虫菊、はっか、ラベンダー)、製紙原料作物(こうぞ、みつまた、とろろあおい)、敷物原料作物(いぐさ、しちとうい)、織物原料作物(あさ)、工芸作物(あい、こりやなぎ、紅花等)等である。

〔注意点〕

列部門の「その他の非食用耕種作物」は、55年表列部門

「0015-20 非食用耕種作物」から種苗及び花き・花木類を除いたもの。

行部門の「非食用工芸作物」は、55年表行部門「0015-290 その他の非食用耕種作物」から種苗及び花き・花木類を除いたもの。

なお、55年表列部門の「非食用耕種作物」は、50年表列部門「0015-20 非食用工芸作物（除別掲）」と「0015-90 その他の非食用耕種作物」を統合したものの。また、50年表行部門「0015-220薬用作物」, 「0015-230製紙原料作物」, 「0015-240敷物原料作物」, 「0015-260その他の織物原料作物」, 「0015-290その他の非食用工芸作物」, 「0015-910種苗」, 「0015-920肥料用作物」及び「0015-990非食用耕種作物（除別掲）」を統合したものが、55年表行部門「0015-290 その他の非食用耕種作物」となっている。

列部門	0121-01	酪農
行部門	0121-011	生乳
	0121-019	その他の酪農生産物

(農林水産省)

酪農の生産活動であり、その生産物は、生乳、乳子牛（と殺向け）, 乳用牛の頭数増・肥大及びそのきゅう肥である。

〔注意点〕

行部門の「その他の酪農生産物」は、55年表行部門「0016-120乳子牛（と殺向け）」と「0016-190その他の酪農生産物」を統合したものの。

列部門	0121-02	採卵鶏
行部門	0121-021	採卵鶏

(農林水産省)

採卵鶏の生産活動であり、その生産物は、鶏卵、成鶏（廃鶏）、副産物の鶏ふん、不正常卵である。

〔注意点〕

列部門の「採卵鶏」は、55年表列部門「0016-20 養鶏」からブロイラー及びその鶏ふんを除いたもの。行部門の「採卵鶏」は、55年表行部門「0016-210鶏卵」並びに「0016-220肉鶏」及び「0016-290その他の養鶏生産物」を統合したもののからブロイラー及びその鶏ふんを除いたもの。

列部門	0121-03	肉鶏（除別掲）
行部門	0121-031	肉鶏（除別掲）

(農林水産省)

肉鶏（除別掲）の生産活動であり、その生産物は、ブロイラー及び副産物の鶏ふんである。

〔注意点〕

列部門の「肉鶏（除別掲）」は、55年表列部門「0016-20 養鶏」のうち、ブロイラー及びその鶏ふんである。

行部門の「肉鶏（除別掲）」は、55年表行部門「0016-220肉鶏」と「0016-290その他の養鶏生産物」を統合したもののうち、ブロイラー及びその鶏ふんである。

列部門	0121-04	養豚
行部門	0121-041	養豚

(農林水産省)

豚の生産活動であり、その生産物は、豚及びそのきゅう肥である。

〔注意点〕

行部門の「養豚」は、55年表行部門「0016-310豚」と「0016-390その他の養豚生産物」を統合したものの。

列部門	0121-05	肉牛
行部門	0121-051	肉牛

(農林水産省)

肉用牛の生産活動であり、その生産物は、肉用牛及びそのきゅう肥である。

〔注意点〕

行部門の「肉牛」は、55年表行部門「0016-410肉牛」と「0016-490その他の肉牛生産物」を統合したものの。

列部門	0121-09	その他の畜産
行部門	0121-091	羊毛
	0121-099	その他の畜産

(農林水産省)

他に分類されない畜産の生産活動であり、その生産物は、羊毛、馬（農耕馬）、軽種馬、やぎ、めん羊、毛皮用動物（ミンク、ギンギツネ、うさぎ等）、食用鳥類（あひる、あひるの卵、うずらの卵、七面鳥等）、その他の食用畜産生産物（やぎ乳、はちみつ）、愛玩鳥類（カナリヤ、セキセイインコ、文鳥等）、実験用動物（マウス、モルモット）、と毛、きゅう肥等である。

〔注意点〕

行部門の「その他の畜産」は、55年表行部門「0016-920肉畜」と「0016-990その他の畜産生産物」を統合したものの。

列部門	0122-01	養蚕
行部門	0122-011	養蚕

(農林水産省)

養蚕の活動であり、その生産物は、蚕繭（上繭、種繭、玉屑繭）及び養蚕副産物である繭綿、蚕種（輸出）並びに桑の

葉及び桑の植物生長である。

〔注意点〕

行部門の「養蚕」は、55年表行部門「0017-010蚕繭」と「0017-020養蚕副産物」を統合したもの。

列部門	0131-01	獣医学
行部門	0131-011	獣医学

(農林水産省)

獣医師免許所有者が、産業用動物及び愛玩動物に対して、内科的、外科的、齒科的獣医学を行うサービス活動である。

列部門	0131-02	農業サービス (除獣医学)
行部門	0131-021	農業サービス (除獣医学)

(農林水産省)

カントリーエレベーター、ライスセンター、稲作共同育苗施設、稚蚕共同飼育業、土地改良区、青果物共同選果場、種付業、ふ卵業、航空防除、農業指導等のサービス活動である。

列部門	0211-01	育林
行部門	0211-011	育林

(農林水産省)

山林用苗木(造林用、治山用苗木)の育成、造林及び材木の保育、保護などの活動をいう。生産物は、造林用苗木、治山用苗木、立木である。なお、造林用苗木は中間生産物であるが、この部門の生産物として含めている。

列部門	0212-01	素材
行部門	0212-011	素材(国産)
	0212-012	素材(輸入)

(農林水産省)

立木を伐採し、枝払い、玉切り等を施し、丸太(そま角、大割材などを含む)を生産する活動である。

列部門	0213-01	特用林産物(含狩猟業)
行部門	0213-011	特用林産物(含狩猟業)

(農林水産省)

「農林水産省統計表」に定める特用林産物のうち、まつたけ、しいたけ等のきのこ類及び山林原野から採集されたくり、くるみ等の種実、たけのこ、しゅろ皮等の樹皮、竹材、うるし、薪、木炭(黒炭、白炭)等を生産する活動並びに狩猟業の生産活動である。

〔注意点〕

列部門の「特用林産物(含狩猟業)」は、55年表列部門

「0212-10 特用林産物」と「0212-20 薪炭製造」を統合したもの。

行部門の「特用林産物(含狩猟業)」は、55年表行部門「0212-100特用林産物」、「0212-210木炭」及び「0212-220薪」を統合したもの。

「狩猟業」は、50年表部門においては「0212-30、0212-300」、55年表においては部門を廃止していた。

列部門	0311-01	沿岸漁業
行部門	0311-011	沿岸漁業

(農林水産省)

「漁業養殖業生産統計年報」に定める沿岸漁業(漁船非使用漁業、無動力船及び10トン未満の動力漁船を使用する漁船漁業並びに定置網漁業、地びき網漁業)である。

列部門	0311-02	沖合漁業
行部門	0311-021	沖合漁業

(農林水産省)

「漁業養殖業生産統計年報」に定める沖合漁業(10トン以上の動力漁船を使用する漁船漁業のうち、遠洋漁業及び定置網漁業、地びき網漁業を除いたもの)である。

〔注意点〕

列部門の「沖合漁業」は、55年表列部門「0410-20 遠洋・沖合漁業」のうち沖合漁業である。

行部門の「沖合漁業」は、55年表行部門「0410-200遠洋・沖合漁業」のうち沖合漁業である。

列部門	0311-03	遠洋漁業
行部門	0311-031	遠洋漁業

(農林水産省)

「漁業養殖業生産統計年報」に定める遠洋漁業(遠洋まぐろはえなわ漁業、遠洋底びき網漁業、以西底びき網漁業等)及び捕鯨業である。

〔注意点〕

列部門の「遠洋漁業」は、55年表列部門「0410-20 遠洋・沖合漁業」から沖合漁業を除いたもの。

行部門の「遠洋漁業」は、55年表行部門「0410-200遠洋・沖合漁業」から沖合漁業を除いたもの。

なお、55年表から50年表部門「捕鯨業」(0410-40, 0410-400)を統合した。

列部門	0311-04	海面養殖業
行部門	0311-041	海面養殖業

(農林水産省)

「漁業養殖業生産統計年報」に定める海面養殖業(海面または海面以外の場所に設けられた施設において、海水を利用して水産動植物を養殖する活動)である。

列部門	0312-01	内水面漁業
行部門	0312-011	内水面漁業

(農林水産省)

「漁業養殖業生産統計年報」に定める内水面漁業(公共の内水面において水産動植物を採捕する活動)である。

列部門	0312-02	内水面養殖業
行部門	0312-021	内水面養殖業

(農林水産省)

「漁業養殖業生産統計年報」に定める内水面養殖業(一定区画の内水面において水産動植物を養殖する活動)である。

## 2. 鉱業

列部門	0611-01	鉄鉱石
行部門	0611-011	鉄鉱石

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類0531「鉄鉱業」及び0532「砂鉄鉱業」の生産活動を範囲とし、硫酸部門の副産物である硫酸焼鉱は本部門を競合部門とする。

〔注意点〕

55年表行部門「1210-010鉄鉱石(国産)」と「1210-020鉄鉱石(輸入)」を統合。

列部門	0612-01	非鉄金属鉱物
行部門	0612-011	銅鉱
	0612-012	鉛・亜鉛鉱
	0612-019	その他の非鉄金属鉱物

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類051「貴金属鉱業」、細分類0521「銅鉱業」、0522「鉛・亜鉛鉱業」、細分類0523「硫化鉄鉱業」の硫化鉄、0524「すず鉱業」、0525「アンチモン鉱業」、0526「水銀鉱業」、0529「その他の非鉄金属鉱業」、0533「マンガン鉱業」、0534「クロム鉱業」、0535「タングステン鉱業」、0536「モリブデン鉱業」、0539「その他の鉄属鉱業」及び小分類059「その他の金属鉱業」の掘採及び選鉱

活動を範囲とする。

〔注意点〕

列部門の「非鉄金属鉱物」は、55年表列部門「1220-10銅鉱」、「1220-20鉛鉱」、「1220-30亜鉛鉱」、「1220-90その他の非鉄金属鉱物」及び「1990-10硫化鉄・硫黄」の硫化鉄を統合。

行部門の「鉛・亜鉛鉱」は、55年表行部門「1220-200鉛鉱」と「1220-300亜鉛鉱」を統合。また、「その他の非鉄金属鉱物」は、55年表行部門「1220-900その他の非鉄金属鉱物」と「1990-100硫化鉄・硫黄」の硫化鉄を統合。

列部門	0621-01	石灰石
行部門	0621-011	石灰石

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類0828「石灰石鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

列部門	0621-09	その他の窯業原料鉱物
行部門	0621-099	その他の窯業原料鉱物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類0821「耐火粘土鉱業」、0822「ろう石鉱業」、0823「ドロマイト鉱業」、0824「長石鉱業」、0825「陶石鉱業」、0826「けい石鉱業」、0827「天然けい砂鉱業」及び0829「その他の窯業原料用鉱物鉱業」の活動を範囲とする。他部門で発生する屑・副産物(石こう、化学石こう、高炉ガス灰、水滓、フライアッシュ、ガラス屑)は本部門を競合部門とする。

〔注意点〕

部門の名称を「窯業原料鉱物」から「その他の窯業原料鉱物」に変更。

列部門	0622-01	砂利・採石
行部門	0622-011	砂利・採石

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類081「採石業、砂・砂利・玉石採取業」の活動を範囲とする。

〔注意点〕

列部門の「砂利・採石」は、55年表列部門「1420-00砂利・石材」のうち砂利・採石を特掲。

列部門	0622-02	砕石
行部門	0622-021	砕石

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2581「砕石製造業」の活動

を範囲とする。

〔注意点〕

列部門の「碎石」は、55年表列部門「1420-00 砂利・石材」のうち碎石を特掲。

列部門	0629-09	その他の非金属鉱物
行部門	0629-099	その他の非金属鉱物

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類083「化学・肥料原料用鉱物鉱業」、084「粘土鉱業(別掲を除く)」及び089「その他の非金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

〔注意点〕

列部門は、55年表「1990-30 原塩」のうち岩塩と「1990-90 その他の非金属鉱物」を統合。

なお、60年において岩塩の生産、輸入はない。

列部門	0711-01	石炭
行部門	0711-011	原料炭(国産)
	0711-012	原料炭(輸入)
	0711-013	一般炭・亜炭・無煙炭(国産)
	0711-014	一般炭・亜炭・無煙炭(輸入)

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類06「石炭・亜炭鉱業」の生産活動を範囲とし、石炭掘採において発生する炭田ガスは副産物扱いとし「その他の石炭製品」を競合部門とする。

〔注意点〕

行部門の「一般炭・亜炭・無煙炭(国産)」と「一般炭・亜炭・無煙炭(輸入)」は、55年表行部門の「1101-030一般炭・亜炭」と「1101-040無煙炭」を統合し、国産・輸入に組み替える。

列部門	0721-01	原油
行部門	0721-011	原油

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類071「原油鉱業」及び072「天然ガス鉱業」のうち天然ガソリンの生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

行部門は、55年表行部門「1301-010原油(国産)」と「1301-020原油(輸入)」を統合。

列部門	0731-01	天然ガス
行部門	0731-011	天然ガス

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類072「天然ガス鉱業」のうち

天然ガソリンを除く生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

行部門は、55年表行部門「1302-100天然ガス(国産)」と「1302-200天然ガス(輸入)」を統合。

### 3. 食料品

列部門	1111-01	と畜(含肉鶏処理)
行部門	1111-011	枝肉・鶏肉
	1111-012	と畜副産物(含肉鶏処理副産物)

(農林水産省)

家畜・家きんとと畜解体し、枝肉、鶏肉を生産する活動であり、その生産物は、枝肉、鶏肉、と畜副産物(原皮及び肉鶏処理副産物を含む)である。

〔注意点〕

列部門の「と畜(含肉鶏処理)」は、55年表列部門「と殺(含肉鶏処理)」を名称変更したもの。

行部門の「枝肉・鶏肉」は、55年表行部門「2011-010枝肉」と「2011-040鶏肉」を統合したもの。また、「と畜副産物(含肉鶏処理副産物)」は、55年表行部門「2011-020原皮」、「2011-030と殺副産物」及び「2011-050肉鶏処理副産物」を統合したもの。

列部門	1112-01	畜産びん・かん詰
行部門	1112-011	畜産びん・かん詰

(農林水産省)

畜産物を主な材料として、保存食品(びん詰・かん詰等)を生産する活動であり、その生産物は、食肉びん・かん詰、調理特殊かん詰等である。

〔注意点〕

「レトルト食品」を「1119-03、1119-031」に特掲したため、この部門から除いた。

列部門	1112-02	肉加工品
行部門	1112-021	肉加工品

(農林水産省)

畜肉製品を生産する活動であり、その生産物は、ハム、ベーコン、ソーセージ等である。

列部門	1112-03	動物油脂
行部門	1112-031	牛脂・豚脂
	1112-032	その他の動物油脂(除別掲)

(農林水産省)

動物原油(非食用)の生産及び原油をさらに加工精製する

活動である。

〔注意点〕

行部門の「牛脂・豚脂」及び「その他の動物油脂（除別掲）」は、55年表行部門「ラード（精製）」及び「動物原油（非食用分）」を、それぞれ名称変更したもの。

列部門	1112-04	酪農品
行部門	1112-041	飲用牛乳
	1112-042	乳製品

（農林水産省）

飲用牛乳、乳製品を生産する活動であり、その生産物は、飲用牛乳（牛乳・加工乳）、乳飲料、粉乳、れん乳、バター、チーズ、アイスクリーム・ミックスパウダー、アイスクリーム、醗酵乳及び乳酸菌飲料等である。

列部門	1113-01	冷凍魚介類
行部門	1113-011	冷凍魚介類

（農林水産省）

魚介類を凍結、または前処理・凍結する活動である。その範囲は原則として、「水産物流通統計年報」に定める「冷凍食品」及び「冷凍食品のうち魚介類」であり、副産物である「魚あら」を含む。

〔注意点〕

55年表部門「冷凍魚介類」を名称変更した。

列部門	1113-02	塩・干・くん製品
行部門	1113-021	塩・干・くん製品

（農林水産省）

魚介類を主な原料として、煮干し、くん製品等の水産加工品を生産する活動である。具体的には、「水産物流通統計年報」に定める「素干し」、「塩干」、「塩蔵」、「くん製」であり、副産物である「魚あら」を含む。

〔注意点〕

55年表部門「塩蔵・乾燥・くん製」を名称変更した。

列部門	1113-03	水産びん・かん詰
行部門	1113-031	水産びん・かん詰

（農林水産省）

魚介・海藻類を主な原料として、水産かん詰（びん詰等を含む）を生産する活動であり、副産物である「魚あら」を含む。

列部門	1113-04	ねり製品
行部門	1113-041	ねり製品

（農林水産省）

魚介類を主な原料として、焼きちくわ、かまぼこ、魚肉ハム・ソーセージ等の水産ねり製品を生産する活動である。具体的には、「水産物流通統計年報」に定める「ねり製品」の範囲であり、副産物である「魚あら」を含む。

列部門	1113-05	魚油・魚かす
行部門	1113-051	魚油・魚かす

（農林水産省）

魚油及び魚かすを生産する活動である。具体的には、「水産物流通統計年報」に定める「魚油及び粗製肝油、内臓油」、「鯨油」、「その他（海獣油を含む）」及び「身かす」、「あらかす」、「魚粉」、「フィッシュソリュブル」、「その他の飼肥料」である。

列部門	1113-09	その他の水産食品
行部門	1113-099	その他の水産食品

（農林水産省）

魚介・海藻類を主な原料として、他に分類されない焼・味付けのり、節類、水産物つくだ煮、寒天等を生産する活動である。

〔注意点〕

55年表部門「水産食品」を名称変更した。

列部門	1114-01	精穀
行部門	1114-011	精米
	1114-019	その他の精穀

（農林水産省）

米・麦の精穀を行う活動であり、その生産物は、国産精米（政府所管分、農家自給分、自主流通分、くず米、輸出精米）、輸入精米、その他の精穀（米ぬか、精麦、麦ぬか）である。

〔注意点〕

行部門の「精米」は、55年表部門「2050-110精米（国産原料）」と「2050-120精米（輸入）」を統合したもの。

列部門	1114-02	製粉
行部門	1114-021	小麦粉
	1114-029	その他の製粉

（農林水産省）

粉類を生産する活動であり、その生産物は、小麦粉、ふすま、そば粉、こんにゃく粉、穀粉等である。

列部門	1115-01	めん類
行部門	1115-011	めん類

(農林水産省)

めん類を生産する活動であり、その生産物は、乾めん、即席めん、マカロニ、スパゲティ、生めん等である。

列部門	1115-02	パン・菓子類
行部門	1115-021	パン類
	1115-022	菓子類

(農林水産省)

パン類及び菓子類を生産する活動であり、その生産物は、食パン、学校給食パン、菓子パン、その他のパン、キャラメル、ドロップ、キャンデー、チョコレート、チューインガム、焼菓子、ビスケット、米菓、和生菓子、洋生菓子、スナック菓子、その他の菓子である。

列部門	1115-03	農産びん・かん詰
行部門	1115-031	農産びん・かん詰

(農林水産省)

野菜及び果実等を主な原料として、保存食品(びん詰・かん詰等)を生産する活動であり、その生産物は、野菜びん・かん詰、果実びん・かん詰、ジャムびん・かん詰、野菜ジュース、濃縮果汁・天然果汁等である。

〔注意点〕

濃度が100%未満の果実飲料は、「清涼飲料(1129-02, 1129-021)」に分類される。

列部門	1115-04	砂糖
行部門	1115-041	精製糖(国産原料)
	1115-042	精製糖(輸入原料)
	1115-049	その他の砂糖・副産物

(農林水産省)

砂糖を生産する活動であり、その生産物は、国産原料精製糖(てんさい糖、かんしゃ糖)、輸入原料精製糖、含みつ糖及び副産物(糖みつ、ビートパルプ)である。

〔注意点〕

行部門の「その他の砂糖・副産物」は、55年表行部門「輸入粗糖・副産物」を名称変更したものである。

列部門	1115-05	でん粉
行部門	1115-051	でん粉

(農林水産省)

でん粉を生産する活動であり、その生産物は、かんしょでん粉、ばれいしょでん粉、小麦でん粉、コーンスターチ、そ

の他のでん粉及び副産物(でん粉かす)である。

〔注意点〕

行部門の「でん粉」は、55年表行部門「2091-410かんしょ・ばれいしょでん粉」と「2091-420その他のでん粉・かす」を統合したものである。

列部門	1115-06	ぶどう糖・水あめ・異性化糖
行部門	1115-061	ぶどう糖・水あめ・異性化糖

(農林水産省)

ぶどう糖、水あめ、異性化糖等を生産する活動である。

〔注意点〕

55年表部門「水あめ・粉あめ・ぶどう等」を名称変更した。

列部門	1115-07	植物油脂
行部門	1115-071	食用油・加工油脂
	1115-072	植物油脂(非食用)
	1115-073	植物原油かす

(農林水産省)

植物原油(非食用)の生産、原油をさらに加工した精製油(食用)及びマーガリンなどの加工油脂を生産する活動である。その生産物は、食用なたね油(からしな油を含む)、食用大豆油、その他の植物性食用油、マーガリン、ショートニング、非食用向け植物原油及び植物原油かす(なたね油かす、大豆油かす、米ぬか油かす等)である。

〔注意点〕

行部門の「食用油・加工油脂」は、55年表行部門「2091-110食用なたね油」、「2091-120食用大豆油」及び「2091-130その他の食用油・加工品」を統合したものである。また、「植物油脂(非食用)」は、55年表行部門「2091-140植物原油(非食用分)」を名称変更したものである。

列部門	1115-09	その他の農産加工
行部門	1115-099	その他の農産加工

(農林水産省)

野菜及び果実等を主な原料として、農産加工品(びん・かん詰等を除く)を生産する活動であり、その生産物は、冷凍野菜・果実、漬物、その他(切干かんしょ、かんびょう、カップジャム、農産つくだ煮、マッシュポテト等)である。

〔注意点〕

55年表部門「その他の野菜・果実加工」を名称変更した。



列部門	1119-01	塩
行部門	1119-011	原塩
	1119-012	塩

(大蔵省)

日本標準産業分類の細分類 2 0 2 5 「塩製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

60年表行部門「原塩」は、55年表部門「1990-30, 1990-300 原塩」のうち岩塩を除いたもの。

列部門	1119-02	調味料
行部門	1119-021	調味料

(農林水産省)

調味料を生産する活動であり、その生産物は、みそ、しょうゆ、食用アミノ酸、ソース、マヨネーズ、トマトケチャップ、食酢、即席カレー、グルタミン酸ソーダ、その他の調味料である。なお、卵白(マヨネーズ副産物)を含む。

列部門	1119-03	レトルト食品
行部門	1119-031	レトルト食品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類 1 2 9 9 「他に分類されない食料品製造業」のうち、レトルト食品の生産活動である。

〔注意点〕

55年表部門「畜産びん・かん詰(2012-10, 2012-100)」に含まれていたものを特掲した。

列部門	1119-04	冷凍調理食品
行部門	1119-041	冷凍調理食品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類 1 2 9 7 「冷凍調理食品製造業」の活動である。

〔注意点〕

55年表部門「その他の食料品(2091-90, 2091-900)」に含まれていたものを特掲した。

列部門	1119-09	その他の食料品
行部門	1119-099	その他の食料品

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類 1 2 9 1 「ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業」、1 2 9 4 「こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業」、1 2 9 5 「豆腐・油揚げ製造業」、1 2 9 6 「あん類製造業」、1 2 9 8 「そう(惣)菜製造業」、1 2 9 9 「他に分類されない食料品製造業」の生産活動から

レトルト食品を除いた範囲である。

〔注意点〕

55年表部門「その他の食料品(2091-90, 2091-900)」から冷凍調理食品を除いた。

列部門	1121-01	清酒
行部門	1121-011	清酒

(大蔵省)

清酒部門は、清酒、みりん、清酒かす、みりんかすである。

日本標準産業分類の細分類 1 3 2 3 「清酒製造業」及び 1 3 2 4 「蒸留酒・混成酒製造業」の一部の生産活動を範囲とする。

列部門	1121-02	ビール
行部門	1121-021	ビール

(大蔵省)

ビール部門は、ビール、麦芽根、ビール粕、乾燥酵母ならびに生酵母である。

日本標準産業分類の細分類 1 3 2 2 「ビール製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	1121-03	添加用アルコール
行部門	1121-031	添加用アルコール

(大蔵省)

添加用アルコールは、アルコール飲料の原料となるアルコールのことである。

列部門	1121-04	ウイスキー類
行部門	1121-041	ウイスキー類

(大蔵省)

ウイスキー類部門は、ウイスキー及びブランデーである。

日本標準産業分類の細分類 1 3 2 4 「蒸留酒・混成酒製造業」の一部の生産活動を範囲とする。

列部門	1121-09	その他の酒類
行部門	1121-099	その他の酒類

(大蔵省)

その他の酒類部門は、果実酒類、合成清酒、しょうちゅう、スピリッツ、リキュール類及び雑酒である。日本標準産業分類の細分類 1 3 2 1 「果実酒製造業」及び 1 3 2 4 「蒸留酒・混成酒製造業」の一部の生産活動を範囲とする。

列部門	1129-01	茶・コーヒー
行部門	1129-011	茶・コーヒー

(農林水産省)

荒茶、または仕上げ茶及びコーヒーを生産する活動であり、その生産物は、緑茶、紅茶、レギュラーコーヒー、インスタントコーヒー等である。

列部門	1129-02	清涼飲料
行部門	1129-021	清涼飲料

(農林水産省)

主としてアルコールを含まない清涼飲料及び嗜好飲料を生産する活動であり、その生産物は、サイダー、ラムネ、コーラ飲料、フレーバー系炭酸飲料、その他の炭酸飲料、果実飲料、コーヒー・紅茶飲料、ミネラルウォーター等である。

[注意点]

醗酵乳及び乳酸菌飲料は「1112-04 酪農品」、 「1112-042 乳製品」に、野菜ジュース、濃縮果汁及び天然果汁は「農産びん・かん詰 (1115-03, 1115-031)」に、それぞれ分類されている。

列部門	1129-03	製氷
行部門	1129-031	製氷

(農林水産省)

販売用氷の生産活動である。

列部門	1131-01	飼料
行部門	1131-011	飼料

(農林水産省)

家畜、家きん等の飼料を生産する活動で、その生産物は、配合飼料、混合飼料及び単体飼料であり、他に分類されるものを除く(ペットフードを含む)。

[注意点]

55年表部門「配合飼料」を名称変更した。

列部門	1131-02	有機質肥料(除別掲)
行部門	1131-021	有機質肥料

(農林水産省)

主として動物性、植物性の肥料を生産する活動であり、腐葉土等を含む。

[注意点]

部門を新設した。

列部門	1141-01	たばこ
行部門	1141-011	たばこ

(大蔵省)

「たばこ製造」の生産活動を範囲とする。すなわち、日本たばこ産業株式会社によるたばこ生産活動をすべて含んでおり、葉たばこの収納業務から葉たばこの2次乾燥、葉たばこの輸入業務、葉たばこや製造たばこの保管、さらには日本たばこの工場で使用される機械の製造組立の一部まで含んでいる。

#### 4. 繊維製品、パルプ・紙・木製品、印刷・出版

列部門	1511-01	製糸
行部門	1511-011	製糸

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類141「製糸業」の活動とする。なお、製糸の生産工程で発生する副産物は生産額に含めず、「魚油・魚かす」部門(1113-05, 1113-051)に競合させる。

列部門	1511-02	綿糸
行部門	1511-021	綿糸

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1421「綿紡績業」の生産活動を範囲とする。なお、紡績工程で発生する落綿は屑扱いとし、「綿花(輸入)」を競合部門とする。

[注意点]

55年表に含まれていた綿ねん糸、和紡糸を「1511-09 その他の紡績糸」、綿反毛を「1519-09 その他の繊維工業製品」に競合。また、部門の名称を「綿紡」から「綿糸」に変更。

列部門	1511-03	化学繊維紡績糸
行部門	1511-031	化学繊維紡績糸

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1422「化学繊維紡績業」の生産活動を範囲とする。なお、製造工程で発生するスフ屑、毛屑、合成繊維屑、落綿は屑扱いとし、それぞれ「人絹糸・スフ」、「羊毛」、「化学繊維紡績糸」、「綿花(輸入)」を競合部門とする。

[注意点]

列部門は、55年表列部門「2305-00 スフ紡」、 「2306-00 合成繊維紡」を統合。行部門は、55年表行部門「2305-000 スフ紡」、「2306-010 ビニロン紡績糸」、「2306-020 ナイロン紡績糸」、「2306-030 アクリルニトリル紡績糸」、「2306-040 エ

ステル紡績糸」及び「2306-090その他の合成繊維糸」を統合。55年表に含まれていたスフ、合成繊維のねん糸を「1511-09 その他の紡績糸」に統合。

列部門	1511-04	毛糸
行部門	1511-041	毛糸

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1423「毛紡績業」の生産活動を範囲とする。なお、紡績工程で発生する毛屑は屑扱いとし、「羊毛」を競合部門とする。

〔注意点〕

55年表に含まれていた毛ねん糸を「1511-09 その他の紡績糸」に統合。毛反毛、洗化炭及びトップを「1519-09 その他の繊維工業製品」に統合。また、部門の名称を「毛紡」から「毛糸」に変更。

列部門	1511-09	その他の紡績糸
行部門	1511-099	その他の紡績糸

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1424「絹紡績業」、1425「麻紡績業」、1429「その他の紡績業」及び小分類143「ねん糸製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

列部門は、55年表列部門「2301-20 絹紡」及び「2304-00 麻紡」を統合。「2302-00 綿紡」のねん糸、和紡糸、「2306-00 合成繊維紡」、「2311-10 絹織物」及び「2311-20 人絹織物」のねん糸を当部門に統合。また、「2301-20 絹紡」に含まれていた販売用ペニーを「1519-09 その他の繊維工業製品」に統合。

列部門	1512-01	綿・スフ織物(含合繊短織物)
行部門	1512-011	綿・スフ織物(含合繊短織物)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1441「綿・スフ織物業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

列部門は、55年表列部門「2312-10 綿織物」、「2312-30 スフ織物」及び「2313-00 合成繊維織物」のうち合成繊維短織物を当部門に統合。行部門も同様。

列部門	1512-02	絹・人絹織物(含合繊長織物)
行部門	1512-021	絹・人絹織物(含合繊長織物)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1442「絹・人絹織物業」の

生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

列部門は、55年表列部門「2311-10 絹織物」、「2311-20 人絹織物」及び「2313-00 合成繊維織物」のうち合成繊維長織物を当部門に統合。行部門も同様。なお、「絹織物」、「人絹織物」に含まれていたねん糸を「1511-099その他の紡績糸」に統合。

列部門	1512-03	毛織物
行部門	1512-031	毛織物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1443「毛織物業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表で当部門に含まれていたモケットを「1512-099その他の織物(除別掲)」に統合。また、55年表で「2313-00合成繊維織物」に含まれていた毛風合成繊維織物を当部門に統合。

列部門	1512-09	その他の織物
行部門	1512-091	細幅織物
	1512-099	その他の織物(除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1444「麻織物業」、及び1449「その他の織物業」、1485「細幅織物業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

列部門は、55年表列部門「2312-20 細幅織物」、「2315-00 麻織物」及び「2390-90 その他の繊維雑品」のうち抄織織物を統合。また、55年表では「2313-00 合成繊維織物」に含まれていた麻風合成繊維織物及び「2314-00 毛織物」に含まれていたモケットを当部門に統合。

列部門	1513-01	ニット製品
行部門	1513-011	ニット製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類145「ニット製造業」の生産活動を範囲とする。ただし、ニット生地は中間製品扱いとし、輸出用・工業用及び在庫増減のみを計上する。

列部門	1514-01	染色整理
行部門	1514-011	染色整理

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類146「染色整理業」の生産活動を範囲とする。

列部門	1519-01	わら・い加工品
行部門	1519-011	わら・い加工品

(農林水産省)

稲わら、い及びしちとういを主な原料として、わら製品、い製品等の加工品を生産する活動であり、その生産物は畳、畳床、畳表、ござ、むしろ、花むしろ、かます、わらなわ等である。

〔注意点〕

55年表部門「わら加工品(2390-10, 2390-100)」と「い製品(2390-20, 2390-200)」とを統合したものである。

列部門	1519-02	ロープ・網
行部門	1519-021	ロープ・網

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類147「綱・網製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「2390-59 その他の繊維既製品」のうち漁網以外の網地を当部門に統合。

列部門	1519-03	じゅうたん・床敷物
行部門	1519-031	じゅうたん・床敷物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1496「じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「2390-30 製綿・じゅうたん」のうち「じゅうたん」を特掲。

列部門	1519-04	衛生材料
行部門	1519-041	衛生材料

(厚生省)

日本標準産業分類の細分類1498「繊維製衛生材料製造業」に相当する範囲とし、繊維製衛生材料を生産する活動とする。

なお、紙製衛生材料は「1829-09 その他のパルプ・紙・紙加工品」部門に含める。

列部門	1519-09	その他の繊維工業製品
行部門	1519-099	その他の繊維工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1481「刺しゅうレース製造業」、1482「編レース製造業」、1483「ポビンレース製造業」、1484「組ひも製造業」、1489「その他

のレース・繊維雑品製造業」、1491「製毛業」、1492「麻製織業」、1493「せん(剪)毛業」、1495「フェルト・不織布製造業」、1497「上塗りした織物・防水した織物製造業」および1499「他に分類されない繊維工業」の生産活動を範囲とする。

ただし、原則として反毛は中間製品扱いとし、生産額には計上しない。

また、亜麻の製織及びちよ麻の精練も中間製品扱いとし、生産額には計上しない。

〔注意点〕

列部門は、55年表列部門「2390-59 その他の繊維既製品」のうちレース生地、組ひも、フェルト・不織布製品と同「2390-90 その他の繊維雑品」のうち上塗り又は防水した織物、他に分類されない繊維工業製品等とを統合。また、55年表で各紡績糸に含まれていた整毛を当部門に含む。

列部門	1521-01	衣服
行部門	1521-011	衣服

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類151「外衣製造業(和式を除く)」、152「シャツ・下着製造業(和式を除く)」及び細分類1551「和装製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

① 革製の衣服は「1522-01 身廻品」に含まれる。

② 生産額推計に工業統計表(品目編)を採用する場合は、非製造業者(商社等)からの委託生産額が把握できない。しかし、縫製品の場合、商社等の委託が多いため、工業統計表の「加工賃収入-委託費」を同業者以外の商社等からの委託分として、次式により生産額を推計する。

$$\begin{aligned} \text{商社等分のCT} &= (\text{同業者以外からの委託費}) / \\ &\quad (\text{加工賃} / \text{製品価格}) \\ &= (\text{委託加工費} - \text{委託費}) / \\ &\quad ((\text{製品価格} - \text{原材料費}) / \text{製品価格}) \end{aligned}$$

列部門	1522-01	身廻品
行部門	1522-011	身廻品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類153「帽子製造業」、154「毛皮製衣服・身の廻り品製造業」、細分類1552「ネクタイ製造業」、1553「スカーフ・マフラー製造業」、1554「ハンカチーフ製造業」、1555「足袋製造業」及び1559「他に分類されない衣服・繊維製身の廻り品製造

業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「2410-30 その他の履物」のうち繊維製履物を当部門に統合。また、当部門に含まれていた革製手袋、ベルトを「2412-021かばん・袋物・その他の革製品」に統合。同様に、麦わら・パナマ類帽子・帽体は「3919-099その他の製造工業製品」に統合。

列部門	1529-01	製綿・寝具
行部門	1529-011	製綿・寝具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1494「製綿業」及び1591「寝具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

列部門は、55年表列部門「2390-30 製綿・じゅうたん」のうち製綿及び「2390-51 民生用繊維既製品」のうち寝具を当部門に統合。

列部門	1529-09	その他の繊維既製品
行部門	1529-099	その他の繊維既製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1592「蚊帳製造業」、1593「帆布製品製造業」、1594「繊維製袋製造業」、1595「刺しゅう業」及び1599「他に分類されない繊維製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

列部門は、55年表列部門「2390-51 民生用繊維既製品」と「2390-59 その他の繊維既製品」を統合。ただし、55年表列部門「2390-51 民生用繊維既製品」のうち寝具は「1529-011 製綿・寝具」に統合。55年表「2390-59 その他の繊維既製品」のうち漁網以外の網地は「1519-021 ロープ・網」に統合。同様に、レース生地、組ひも、フェルト・不織布製品は「1519-099その他の繊維工業製品」に統合。

列部門	1611-01	製材
行部門	1611-011	製材

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1611「一般製材業」及び1617「床板製造業」のうち単層フローリングの生産活動とする。なお、製材工場、合・単板工場、床板工場等における残材(のこくずを含む)もこの部門の生産物とする。

列部門	1611-02	合板
行部門	1611-021	合板

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1612「単板(ベニヤ板)製造業」、1617「床板製造業」のうち単層フローリングを除いたもの及び1622「合板製造業」の生産活動とする。

列部門	1611-03	木材チップ
行部門	1611-031	木材チップ

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1618「木材チップ製造業」の生産活動とする。

列部門	1619-09	その他の木製品
行部門	1619-091	建設用木製品
	1619-099	その他の木製品(除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1613「屋根板製造業」、1614「経木・同製品製造業(折箱・マッチ箱を除く)」、1615「木毛製造業」、1616「たる・おけ材製造業」、1619「他に分類されない特殊製材業」、1621「造作材製造業(建具を除く)」、1623「建築用木製組立材料製造業」、1624「パーティクルボード製造業」、1625「銘板・銘木製造業」、小分類163「木製容器製造業(竹、とうを含む)」、164「木製履物製造業」及び169「その他の木製品製造業(竹、とうを含む)」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「2410-30 その他の履物」のうち木製履物、「2712-40 繊維板」のうちパーティクルボード及び「3291-320薬品処理木材」を含む。

従来、当部門に含まれていた鏡縁、額縁は「1711-01 木製家具・装備品」に、コルク製品、漆器製品は「3919-09 その他の製造工業製品」にそれぞれ含まれる。

列部門	1711-01	木製家具・装備品
行部門	1711-011	木製家具・装備品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1711「木製家具製造業(漆塗りを除く)」、1713「マットレス・組スプリング製造業」、小分類172「宗教用具製造業」、細分類1793「日本びょうぶ・衣こう・すだれ製造業」、1794「鏡縁・額縁製造業」及び1799「他に分類されない家具・装備品製造業」の生産活動及び製造小売の活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「2600-11 木製家具・建具材」のうち木製家具と「2600-19 その他の木製家具」を統合。

列部門	1711-02	木製建具
行部門	1711-021	木製建具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類173「建具製造業」の生産活動及び製造小売の活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「2600-11 木製家具・建具材」のうち建具材を特掲。

列部門	1711-03	金属製家具・装備品
行部門	1711-031	金属製家具・装備品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1712「金属製家具製造業」、1791「事務所用・店舗用装備品製造業」及び1792「窓用・扉用日よけ製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「2600-20 金属製家具」に含まれていた金庫は「2899-099その他の金属製品(除別掲)」に統合。

列部門	1811-01	パルプ
行部門	1811-011	パルプ

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類181「パルプ製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表「2711-10 溶解パルプ」及び「2711-20 製紙パルプ」を統合。

列部門	1812-01	洋紙・和紙
行部門	1812-011	洋紙・和紙

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1821「洋紙製造業」、1823「機械すき和紙製造業」、1824「手すき和紙製造業」及び大蔵省印刷局が行う紙幣用和紙の生産活動を範囲とする。

列部門	1813-01	板紙
行部門	1813-011	板紙

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1822「板紙製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	1813-02	段ボール
行部門	1813-021	段ボール

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1832「段ボール製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「2720-10 加工紙」の段ボールを特掲。行部門は変わらず。

列部門	1813-03	塗工紙・建設用加工紙
行部門	1813-031	塗工紙・建設用加工紙

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1831「塗工紙製造業」及び1833「壁紙・ふすま紙製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「2720-10 加工紙」の塗工紙・建設用加工紙を特掲。行部門は変わらず。

列部門	1821-01	段ボール箱
行部門	1821-011	段ボール箱

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1853「段ボール箱製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「2720-20 紙製容器」の段ボール箱を特掲。行部門も同様。

列部門	1821-09	その他の紙製容器
行部門	1821-099	その他の紙製容器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1851「重包装紙袋製造業」、1852「角底紙袋製造業」、1854「紙器製造業」及び1855「ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「2720-20 紙製容器」の段ボール箱を除く。行部門も同様。

列部門	1829-01	セロファン
行部門	1829-011	セロファン

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1891「セロファン製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	1829-09	その他のパルプ・紙・紙加工品
行部門	1829-099	その他のパルプ・紙・紙加工品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1834「ブックバインディングクロス製造業」、小分類184「紙製品製造業」、細分類1892「繊維板製造業」、1893「紙製衛生材料製造業」及び1899「他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「2712-40 繊維板」、 「2720-30 紙製品」及び「2390-90 その他の繊維雑品」のうちブックバインディングクロスを統合。ただし、繊維板に含まれていた「パーティクルボード」は「1619-091建設用木製品」に統合。行部門も同様。

列部門	1911-01	新聞
行部門	1911-011	新聞

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類191「新聞業」の生産活動を範囲とする。

列部門	1911-02	印刷・製版・製本
行部門	1911-021	印刷・製版・製本

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類193「印刷業(謄写印刷業を除く)」、194「製版業」、195「製本業、印刷物加工業」、199「印刷業に伴うサービス業」及び大蔵省印刷局の活動とする。なお、一般印刷の加工賃収入分は、ほとんど同業者からの委託とみなし、生産額には含めない。

〔注意点〕

部門の名称を「印刷」から「印刷・製版・製本」に変更する。

列部門	1911-03	出版
行部門	1911-031	出版

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類192「出版業」の活動とする。

## 5. 化学製品、石油・石炭製品

列部門	2011-01	アンモニア
行部門	2011-011	アンモニア

(通商産業省)

アンモニア、液体アンモニア、アンモニア水の生産活動を範囲とする。

列部門	2011-02	単質肥料
行部門	2011-021	窒素質肥料
	2011-029	その他の単質肥料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2011「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうちアンモニア、硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウムを除いたもの、2019「その他の化学肥料製造業」及び2021「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムを生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

60年表行部門「窒素質肥料」は、55年表行部門「3118-111 硫安」、 「3118-112 尿素」、 「3118-113 塩安」、 「3118-114 硝安」及び「3118-130 石炭窒素」を統合、同様に「その他の単質肥料」は、55年表行部門「3118-120 りん酸質肥料」のうち単質肥料と「3118-190 その他の化学肥料」のうち単質肥料を統合。

硫安は回収・副生に依存する度合が大きくなっているため、55年表より硫安の生産はゼロとし、すべてを回収又は副生硫安とし、副産物発生によって需要をまかなう事とする。塩化アンモニウムは60年表より硫安と同様、副産物扱いとする。

列部門	2011-03	複合肥料・配合肥料
行部門	2011-031	複合肥料・配合肥料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2012「複合肥料製造業」の生産活動を範囲とする。

生産工程で発生する化学石こうは副産物扱いとし、「その他の窯業原料鉱物」を競合部門とする。

列部門	2021-01	ソーダ工業製品
行部門	2021-011	ソーダ灰
	2021-012	苛性ソーダ
	2231-013	液体塩素
	2021-019	その他のソーダ工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2021「ソーダ工業」のうち

塩化アンモニウムを除いた生産活動を範囲とする。

生産工程で発生する塩化アンモニウムは副産物扱いとし、「窒素質肥料」を競合部門とする。

〔注意点〕

60年表行部門「その他のソーダ工業製品」は55年表行部門「3111-440塩酸」と「3111-490その他のソーダ工業薬品」を統合。

また、従来「3111-490その他のソーダ工業薬品」に含まれていたシアン化ナトリウムを「2029-099その他の無機化学工業製品」に統合。

列部門	2029-01	硫酸
行部門	2029-011	硫酸

(通商産業省)

硫酸の生産活動とする。生産工程で発生する硫酸焼鉱は副産物扱いとし、「鉄鉱石」を競合部門とする。

列部門	2029-02	無機顔料
行部門	2029-021	酸化チタン
	2029-022	カーボンブラック
	2029-029	その他の無機顔料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2023「無機顔料製造業」の生産活動を範囲とする。詳しくは、酸化チタン、カーボンブラック、亜鉛華、鉛丹、リサーチ、銀朱、酸化第二鉄、黄鉛、カドミウム顔料、その他の無機顔料である。

生産工程で発生する化学石こうは副産物扱いとし、「その他の窯業原料鉱物」を競合部門とする。

〔注意点〕

60年表行部門「その他の無機顔料」は、55年表部門「3119-120亜鉛華」及び「3119-190その他の無機薬品」のうち鉛丹、リサーチ、銀朱、酸化第二鉄、黄鉛、カドミウム顔料を統合する。

列部門	2029-03	圧縮ガス・液化ガス
行部門	2029-031	圧縮ガス・液化ガス

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2024「圧縮ガス・液化ガス製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

従来当部門に含まれた「フロンガス」を「2039-02メタン誘導品」に統合。また、部門の名称を「高压ガス」より「圧縮ガス・液化ガス」に変更。

列部門	2029-09	その他の無機化学工業製品
行部門	2029-099	その他の無機化学工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2011「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、2022「電炉工業」及び2029「その他の無機化学工業製品製造業」のうち硫酸を除く生産活動を範囲とする。

生産工程で発生する化学石こうは副産物扱いとし、「その他の窯業原料鉱物」を競合部門とする。

〔注意点〕

55年表部門「3111-300カーバイド」、 「3111-490その他のソーダ工業薬品」のうちシアン化ナトリウム、「3119-110二硫化炭素」及び「3119-190その他の無機薬品」のうち無機顔料を除いたものを統合。

従来「3119-190その他の無機薬品」に含まれていたレーキは、60年表より「2039-099その他の有機化学工業薬品」に統合。

列部門	2031-01	石油化学基礎製品
行部門	2031-011	エチレン
	2031-012	プロピレン
	2031-019	その他の石油化学基礎製品

(通商産業省)

ナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン、ブタジエン、ノルマルパラフィン、分解ガソリン、トップガスの生産活動を範囲とする。生産工程中に発生する液化石油ガス及び硫黄は副産物扱いとし、「液化石油ガス」及び「その他の非金属鉱物」を競合部門とする。

〔注意点〕

- ① 55年表行部門「3113-990その他の石油化学製品」に含まれていたブタジエン、ノルマルパラフィンを含む。
- ② 行部門の名称を「エチレン(石油系)」から「エチレン」へ、「プロピレン(石油系)」から「プロピレン」へ変更。

列部門	2031-02	石油化学系芳香族製品
行部門	2031-021	純ベンゾール
	2031-022	純トルオール
	2031-023	キシロール
	2031-029	その他の石油化学系芳香族製品

(通商産業省)

改質生成油及び分解ガソリンからつくる純ベンゾール、純トルオール、キシロール、芳香族溶剤の生産活動を範囲とす



る。

〔注意点〕

行部門の名称を「純ベンゾール（石油系）」から「純ベンゾール」、「純トルオール（石油系）」から、「純トルオール」、「キシロール（石油系）」から「キシロール」、「その他の石油系芳香族製品」から「その他の石油化学系芳香族製品」に変更。

列部門	2032-01	脂肪族中間物
行部門	2032-011	合成アルコール類
	2032-012	酢酸
	2032-013	二酸化エチレン
	2032-014	アクリロニトリル
	2032-015	エチレングリコール
	2032-016	酢酸ビニルモノマー
	2032-019	その他の脂肪族中間物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2032「脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）」の生産活動を範囲とする。生産工程中に回収される硫酸は副産物扱いとし、「窒素質肥料」を競合部門とする。

〔注意点〕

- ① 60年表行部門「2032-011合成アルコール類」は、55年表「3113-950合成ブタノール（石油系）」と「3113-990その他の石油化学製品（除石油系合成樹脂）」を統合。
- ② 60年表行部門「2032-013二酸化エチレン」、「2032-014アクリロニトリル」及び「2032-015エチレングリコール」は、55年表「3113-990その他の石油化学製品（除石油系合成樹脂）」より特掲。
- ③ 60年表行部門「2032-016酢酸ビニルモノマー」は、55年表「3113-10繊維原料合成樹脂」より特掲。
- ④ 60年表行部門「2032-019その他の脂肪族中間物」は、55年表「3113-940合成アセトン」、「3117-210塩化ビニルモノマー」、「3112-390その他のメタノール系誘導品」のうちペンタエリスリトール、「3112-400鎖式中間物」及び「3117-900その他の合成樹脂」のうちメタクリル酸エステルを含む。

列部門	2032-02	環式中間物
行部門	2032-021	スチレンモノマー
	2032-022	合成石炭酸
	2032-023	テレフタル酸（高純度）
	2032-024	タプロラクタム
	2032-029	その他の環式中間物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2036「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち環式中間物の生産活動を範囲とする。生産工程中に回収される硫酸は副産物扱いとし、「窒素質肥料」を競合部門とする。

〔注意点〕

- ① 60年表行部門「2032-022合成石炭酸」及び「2032-023テレフタル酸（高純度）」は、55年表「3113-990その他の石油化学製品（除石油系合成樹脂）」より特掲。
- ② 60年表行部門「2032-024カプロラクタム」は、55年表「3116-190その他の繊維原料用合成樹脂」より特掲。
- ③ 60年表行部門「2032-029その他の環式中間物」は、55年表「3112-210環式中間物（非石油系）」、「3113-910無水フタル酸（石油系）」及び「3113-990その他の石油化学製品（除石油系合成樹脂）」のうち他に属さない環式中間物を統合。

列部門	2033-01	合成ゴム
行部門	2033-011	合成ゴム

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2038「合成ゴム製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

列部門は、55年表列部門「3113-90その他の石油化学製品（除石油系合成樹脂）」から特掲。行部門は55年表と同様。

列部門	2039-01	コーラール製品
行部門	2039-011	コーラール製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2035「コーラール製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

- ① 行部門は、55年表行部門「3112-110純ベンゾール」、「3112-140クレオート油」、「3112-150ピッチ」及び「3112-190その他のタール製品」を統合。
- ② 部門の名称を「タール製品（非石油系）」から「コーラール製品」に変更。

列部門	2039-02	メタン誘導品
行部門	2039-021	メタン誘導品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 0 3 3 「メタン誘導品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

- ① 行部門は、55年表行部門「3112-310精製メタノール」、「3112-320ホルマリン」及び「3112-390その他のメタノール系誘導品」を統合。従来含まれていたり酸、ペンタエリスリトールは、それぞれ「2039-099その他の有機化学工業製品」、「2032-019その他の脂肪族中間物」に統合。
- ② 部門の名称を「メタノール系誘導品」から「メタン誘導品」に変更。
- ③ フロンガスを55年表の「3119-20高圧ガス」から統合。

列部門	2039-03	油脂加工製品
行部門	2039-031	油脂加工製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 0 5 1 「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」の生産活動を範囲とする。生産工程中に発生する石けんは副産物扱いとし、「石けん・合成洗剤・界面活性剤」を統合部門とする。

〔注意点〕

行部門は、55年表行部門「3112-710精製グリセリン」及び「3112-790その他の油脂加工製品」を統合、また、従来含まれていた高級アルコールは「2039-099その他の有機化学工業製品」に統合。

列部門	2039-04	可塑剤
行部門	2039-041	可塑剤

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 0 3 9 「その他の有機化学工業製品製造業」のうち、可塑剤の生産活動を範囲とする。

列部門	2039-05	合成染料
行部門	2039-051	合成染料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 0 3 6 「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち、合成染料の生産活動を範囲とする。

列部門	2039-09	その他の有機化学工業製品
行部門	2039-099	その他の有機化学工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 0 3 4 「発酵工業」、2 0 3 6 「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち有機顔料及び 2 0 3 9 「その他の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤を除く生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表部門「3112-22エチルアルコール」と「3119-900その他の基礎薬品」のうち天然樹脂製品、木材化学製品を除いたものを統合。なお、従来「3112-790その他の油脂加工製品」に含まれていた高級アルコール、「3112-390その他のメタノール系誘導品」に含まれていたり酸及び「3119-190その他の無機薬品」に含まれていたレーキを含むこととする。

列部門	2041-01	熱硬化性樹脂
行部門	2041-011	熱硬化性樹脂

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 0 3 7 「プラスチック製造業」のうち、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、アルキド樹脂、けい素樹脂、エポキシ樹脂の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3117-30石油系合成樹脂」のうちエポキシ樹脂を含む。

列部門	2041-02	熱可塑性樹脂
行部門	2041-021	ポリエチレン (低密度)
	2041-022	ポリエチレン (高密度)
	2041-023	ポリスチレン
	2041-024	ポリプロピレン
	2041-025	塩化ビニル樹脂

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 0 3 7 「プラスチック製造業」のうち、ポリエチレン (低密度)、ポリエチレン (高密度)、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

60年表行部門「ポリエチレン (低密度)」、「ポリエチレン (高密度)」、「ポリスチレン」、「ポリプロピレン」は、55年表列部門「3117-30石油系合成樹脂」より特掲したものの。同様に「塩化ビニル樹脂」は、55年表行部門「3117-220塩化ビニル樹脂」より組み替える。

EVA (エチレン酢酸ビニルコポリマー) は、「ポリエチレ

ン（低密度）」に含まれる。

列部門	2041-03	高機能性樹脂
行部門	2041-031	高機能性樹脂

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち、ポリアミド樹脂、ポリアセタール、ポリカーボネート、PET（その他）、PBTの生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表部門「3117-90その他の合成樹脂」より特掲。

列部門	2041-09	その他の合成樹脂
行部門	2041-099	その他の合成樹脂

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち、繊維原料用合成樹脂（アセチルセルロース、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン樹脂）、ポリブテン、石油樹脂、メタクリル樹脂、硝化綿、セルロイド生地などに分類されない合成樹脂の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表部門「3116-10繊維原料用合成樹脂」、 「3117-30石油系合成樹脂」のうち熱可塑性樹脂を除いたもの及び「3117-90その他の合成樹脂」のうち高機能性樹脂を除いたものを統合。

列部門	2051-01	人絹糸・スフ
行部門	2051-011	人絹糸・スフ

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2041「レーヨン・アセテート製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3115-10人絹糸」及び「3115-20スフ」を統合。行部門も同様。

列部門	2051-02	合成繊維
行部門	2051-021	合成繊維

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2042「合成繊維製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3116-20ビニロン繊維」、 「3116-30ナイロン繊維」、 「3116-40アクリルニトリル繊維」、 「3116-50ポリエステル繊維」及び「3116-90その他の合成繊維」を統合。行部門も同様。

列部門	2061-01	医薬品
行部門	2061-011	医薬品

(厚生省)

日本標準産業分類の細分類206「医薬品製造業」に相当する範囲とし、医薬品及び公衆衛生用薬品の生産活動とする。

〔注意点〕

化粧品・はみがきの製造業は「2071-02化粧品・はみがき」部門に、農薬製造業は「2079-01農薬」部門に含める。

列部門	2071-01	石けん・合成洗剤・界面活性剤
行部門	2071-011	石けん・合成洗剤
	2071-012	界面活性剤

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2052「石けん・合成洗剤製造業」及び2053「界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く）」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

行部門を「2071-011石けん・合成洗剤」、 「2071-012界面活性剤」に分割。列部門の名称を「石けん・界面活性剤」から「石けん・合成洗剤・界面活性剤」に変更。

列部門	2071-02	化粧品・はみがき
行部門	2071-021	化粧品・はみがき

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2094「化粧品・はみがき・その他の化粧品調整品製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2072-01	塗料
行部門	2072-011	塗料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2054「塗料製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2072-02	印刷インキ
行部門	2072-021	印刷インキ

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2055「印刷インキ製造業」の活動とする。希釈用ワニスは本部門に含む。

列部門	2073-01	写真感光材料
行部門	2073-011	写真感光材料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2096「写真感光材料製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

従来除かれていた写真用化学薬品（メトール、ハイドロキノン、調合剤などの包装したもの）を含む。

列部門	2079-01	農薬
行部門	2079-011	農薬

（農林水産省）

日本標準産業分類の細分類 2092 「農薬製造業」の生産活動とする。

〔注意点〕

殺虫・殺そ（鼠）剤製造業（農薬を除く）、殺菌・消毒剤製造業（農薬を除く）の活動は「2061-01医薬品」部門に含まれる。

列部門	2079-02	火薬類
行部門	2079-021	火薬類

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類 2091 「火薬類製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

行部門は、55年表部門「3192-611産業用爆薬」及び「3192-619その他の火薬類」を統合。従来当部門に含まれていた煙火は、60年表より「3919-099その他の製造工程製品」を含む。

列部門	2079-09	その他の化学最終製品
行部門	2079-091	触媒
	2079-092	ゼラチン及び接着剤
	2079-099	その他の化学最終製品（除別掲）

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類 2056 「洗浄剤・磨用剤製造業」、2057 「ろうそく製造業」、2093 「香料製造業」、2095 「ゼラチン・接着剤製造業」、2097 「天然樹脂製品・木材化学製品製造業」、2098 「試薬製造業」及び2099 「他に分類されない化学工業製品製造業」（触媒を含む）の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

60年表行部門「触媒」、「ゼラチン及び接着剤」及び「その他の化学最終製品（除別掲）」は、55年表「3192-90その他の最終化学製品」を分割する。

なお、「その他の化学最終製品（除別掲）」には、55年表列部門「3119-90その他の基礎薬品」のうち天然樹脂製品、木材化学製品及び「3990-60その他の製造品」のうちろうそくを含む。

列部門	2111-01	石油製品
行部門	2111-011	揮発油
	2111-012	ジェット燃料油
	2111-013	灯油
	2111-014	軽油
	2111-015	A重油
	2111-016	B重油・C重油
	2111-017	ナフサ
	2111-018	液化石油ガス
	2111-019	その他の石油製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類 211 「石油精製業」、212 「潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）」及び219 「その他の石油製品・石炭製品製造業」の生産活動を範囲とする。

生産工程中に発生する硫黄は副産物扱いとし、「その他の非金属鉱物」を競合部門とする。また、「石油化学基礎製品」で副産物として発生する液化石油ガスは、本部門を競合部門とする。

〔注意点〕

60年表行部門は「2111-016 B重油・C重油」は55年表行部門「3210-060 B重油」、「3210-070 C重油」を統合。

列部門	2121-01	石炭製品
行部門	2121-011	コークス
	2121-019	その他の石炭製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類 213 「コークス製造業」及び214 「煉炭・豆炭製造業」の生産活動を範囲とする。

生産工程中に発生する副生硫安は副産物扱いとし、「窒素質肥料」を競合部門とする。また、他部門で副産物として発生するコークス、高炉ガス、電炉ガスは、本部門を競合部門とする。なお、石炭ガスを冷却する過程で得られるコールタール並びにコールタールと石炭ガスから直接抽出される粗ベンゾールが含まれる。

〔注意点〕

55年表行部門「3291-190その他の石炭乾溜製品」に「3291-200煉炭・豆炭」を統合。

また、「3390-100炭素製品」のピッチコークスを「2121-011コークス」に統合。

列部門	2121-02	舗装材料
行部門	2121-021	舗装材料

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類 215 「舗装材料製造業」の生

産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表行部門「3291-320薬品処理木材」を「1619-099その他の木製品（除別掲）」に統合。

## 6. プラスチック製品、窯業・土石製品、その他

列部門	2211-01	プラスチック製品
行部門	2211-011	プラスチックフィルム・シート
	2211-012	プラスチック板・管・棒
	2211-013	プラスチック発泡製品
	2211-014	工業用プラスチック製品
	2211-015	強化プラスチック製品
	2211-016	プラスチック製容器
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
	2211-019	その他のプラスチック製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類22「プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表行部門「3990-300合成樹脂製品」を分割し、列部門「3990-30合成樹脂製品」の名称を「2211-01プラスチック製品」に変更。

列部門	2311-01	タイヤ・チューブ
行部門	2311-011	タイヤ・チューブ

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類231「タイヤ・チューブ製造業」及び細分類2394「更生タイヤ製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「3000-10ゴム製品」を当部門と「2319-09その他のゴム製品」に分割する。なお、55年表まで行部門「3000-190その他のゴム製品」に含まれていた更生タイヤは、60年表より当部門に統合。

列部門	2319-01	ゴム製履物
行部門	2319-011	ゴム製履物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2321「ゴム製履物・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2319-02	プラスチック製履物
行部門	2319-021	プラスチック製履物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2322「プラスチック製履物・同附属品製造業」の生産活動を範囲とし、合成皮革製靴を含む。

列部門	2319-09	その他のゴム製品
行部門	2319-099	その他のゴム製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類233「ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」、細分類2391「ゴム引布・同製品製造業」、2392「医療・衛生用ゴム製品製造業」、2393「ゴム練生地製造業」、2395「再生ゴム製造業」及び2399「他に分類されないゴム製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「3000-10ゴム製品」を当部門と「2311-01タイヤ・チューブ」に分割する。なお、55年表まで当部門に含まれていた更生タイヤは、60年表より「2311-011タイヤ・チューブ」に統合。

列部門	2411-01	革製履物
行部門	2411-011	革製履物

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類243「革製履物用材料・同附属品製造業」及び244「革製履物製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2412-01	製革・毛皮
行部門	2412-011	製革・毛皮

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類241「なめし革製造業」及び248「毛皮製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2412-02	かばん・袋物・その他の革製品
行部門	2412-021	かばん・袋物・その他の革製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類242「工業用革製品製造業（手袋を除く）」、245「革製手袋製造業」、246「かばん製造業」、247「袋物製造業」及び249「その他のなめし革製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「2430-20身廻品」に含まれていた革製手

袋、ベルトを統合。行部門も同様。

列部門	2511-01	板ガラス・安全ガラス
行部門	2511-011	板ガラス
	2511-012	安全ガラス・複層ガラス

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 5 1 1 「板ガラス製造業」及び 2 5 1 2 「板ガラス加工業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表行部門「3320-100板ガラス」を分割し、「2511-011板ガラス」及び「2511-012安全ガラス・複層ガラス」とする。

また、55年表列部門「3320-10板ガラス」の名称を「2511-01板ガラス・安全ガラス」に変更。

なお、55年表まで行部門「3320-200ガラス製品」に含まれていた「鏡」は60年表より「2511-012安全ガラス・複層ガラス」に統合。

列部門	2512-01	ガラス繊維・同製品
行部門	2512-011	ガラス繊維・同製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 5 1 7 「ガラス繊維・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

5 5 年表列部門「3320-20ガラス製品」から特掲。

列部門	2519-09	その他のガラス製品
行部門	2519-091	ガラス製加工素材
	2519-099	その他のガラス製品 (除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 5 1 3 「ガラス製加工素材製造業」、2 5 1 4 「ガラス容器製造業」、2 5 1 5 「理化学用、医療用ガラス器具製造業」、2 5 1 6 「卓上用、厨房用ガラス器具製造業」及び 2 5 1 9 「その他のガラス・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3320-20ガラス製品」に含まれていた「ガラス繊維・同製品製造業」及び「鏡」を除く。行部門は「ガラス製加工素材」と「その他のガラス製品 (除別掲)」に分割。

列部門	2521-01	セメント
行部門	2521-011	セメント

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 5 2 1 「セメント製造業」の

生産活動を範囲とする。

列部門	2522-01	生コンクリート
行部門	2522-011	生コンクリート

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 5 2 2 「生コンクリート製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2523-01	セメント製品
行部門	2523-011	セメント製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 5 2 3 「コンクリート製品製造業」及び 2 5 2 9 「その他のセメント製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

行部門は、55年表行部門「3390-421コンクリート・パネル」と「3390-429その他のセメント製品 (除別掲)」を統合。

列部門	2531-01	陶磁器
行部門	2531-011	建設用陶磁器
	2531-012	工業用陶磁器
	2531-013	日用陶磁器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 5 4 「陶磁器・同関連製品製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2599-01	耐火物
行部門	2599-011	耐火物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 5 5 「耐火物製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

行部門は、55年表行部門「3310-110耐火れんが」と「3310-190その他の耐火物」を統合。また、55年表行部門「3390-900その他の土石製品」のうち人造耐火材を当部門に統合。

列部門	2599-02	その他の建設用土石製品
行部門	2599-021	その他の建設用土石製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 5 3 「建設用粘土製品製造業 (陶磁器製を除く)」及び細分類 2 5 9 6 「石こう (膏) 製品製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2599-03	炭素・黒鉛製品
行部門	2599-031	炭素・黒鉛製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 5 6 「炭素・黒鉛製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

部門の名称を「炭素製品」から「炭素・黒鉛製品」に変更。また、当部門のうちピッチコークスを「2121-011コークス」に統合。

列部門	2599-04	研磨材
行部門	2599-041	研磨材

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 5 7 「研磨材・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2599-09	その他の窯業・土石製品
行部門	2599-091	石棉製品
	2599-099	その他の窯業・土石製品(除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類、2 5 8 2 「人工骨材製造業」、2 5 8 3 「石工品製造業」、2 5 8 4 「けいそう土・同製品製造業」、2 5 8 5 「鉱物・土石粉碎等処理業」、2 5 9 1 「ほうろう鉄器製造業」、2 5 9 2 「七宝製品製造業」、2 5 9 3 「人造宝石製造業」、2 5 9 4 「ロックウール・同製品製造業」、2 5 9 5 「石棉製品製造業」、2 5 9 7 「石灰製造業」、2 5 9 8 「鑄型製造業(中子を含む。)」及び2 5 9 9 「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表「3390-30石棉製品」を統合し、行部門「2599-091石棉製品」として特掲。また、「3502-90その他の金属製品」のほうろう鉄器、「3990-50身近細貨品」の七宝製品、人造宝石を「2599-099その他の窯業・土石製品(除別掲)」に統合する。

当部門に含まれていた人造耐火材を「2599-01耐火物」に統合。

## 7. 鉄鋼, 非鉄金属, 金属製品

列部門	2611-01	銑鉄
行部門	2611-011	銑鉄

(通商産業省)

高炉銑及び高炉によらない銑鉄(電気炉銑, 木炭高炉銑,

小型高炉銑, 再生炉銑)の生産活動を範囲とし, 原鉄, 純鉄, ベースメタルを範囲に含める。

生産工程中に発生する高炉ガス, 高炉ガス灰, 鉱滓バラスト, けい酸石灰は副産物扱いとし, それぞれ, 「その他の石炭製品」, 「その他の窯業原料鉱物」, 「砂利・採石」, 「その他の単質肥料」を競合部門とする。

列部門	2611-02	フェロアロイ
行部門	2611-021	フェロアロイ

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 2 6 2 3 「フェロアロイ製造業」の生産活動を範囲とする。

生産工程中に発生するガス, けい酸石灰は副産物扱いとし, それぞれ, 「その他の石炭製品」, 「その他の単質肥料」を競合部門とする。

列部門	2611-03	粗鋼
行部門	2611-031	粗鋼

(通商産業省)

転炉, 電気炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

生産工程中に発生する鉱滓は副産物扱いとし, 「砂利・採石」を競合部門とする。

行部門	2612-011	鉄屑
-----	----------	----

(通商産業省)

製造業の生産活動及び最終需要(輸入を含む。)部門で発生する鉄屑とする。

列部門	2621-01	熱間圧延鋼材
行部門	2621-011	普通鋼形鋼
	2621-012	普通鋼鋼板
	2621-013	普通鋼鋼帯
	2621-014	普通鋼小棒
	2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材
	2621-016	特殊鋼熱間圧延鋼材

(通商産業省)

鋼半製品, 軌条, 形鋼, 棒鋼, 線材, 鋼板, 管材, 鋼帯, 外輪, 工具鋼, 構造用鋼, 特殊用途鋼の生産活動を範囲とする。ただし, 鋼半製品は中間製品扱いとし, 輸出入及び在庫純増のみ計上する。

〔注意点〕

55年表行部門「3415-010普通鋼熱間圧延鋼材」を「2621-011普通鋼形鋼」, 「2621-012普通鋼鋼板」, 「2621-013普通鋼鋼帯」, 「2621-014普通鋼小棒」及び「2621-015その他の

普通鋼熱間圧延鋼材」に分割。

列部門	2622-01	鋼管
行部門	2622-011	普通鋼鋼管
	2622-012	特殊鋼鋼管

(通商産業省)

熱間鋼管、冷間鋼管、めっき鋼管の生産活動を範囲とする。

列部門	2623-01	冷間仕上鋼材
行部門	2623-011	冷間仕上鋼材

(通商産業省)

冷間ロール成型形鋼、磨帯鋼、磨棒鋼、冷延鋼板、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、鉄線、硬鋼線、溶接棒心線、PC鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、その他の特殊鋼線の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表列部門「3417-00冷間仕上及びめっき鋼材」を「2623-01冷間仕上鋼材」及び「2623-02めっき鋼材」に分割。

列部門	2623-02	めっき鋼材
行部門	2623-021	めっき鋼材

(通商産業省)

ブリキ、亜鉛鉄板、着色亜鉛鉄板、針金、亜鉛めっき硬鋼線、クロムめっき鋼板、ビニル鋼板等の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表列部門「3417-00冷間仕上及びめっき鋼材」を「2623-01冷間仕上鋼材」及び「2623-02めっき鋼材」に分割。

列部門	2631-01	鍛鋼
行部門	2631-011	鍛鋼
	2631-012	鍛鋼

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2661「鍛鋼製造業」及び2663「鍛鋼製造業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

列部門は、55年表列部門「3418-10鍛鋼」及び「3418-20鍛鋼」を統合。

列部門	2631-02	铸铁管
行部門	2631-021	铸铁管

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2672「铸铁管製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2631-03	铸铁品及び鍛工品(鉄)
行部門	2631-031	铸铁品
	2631-032	鍛工品(鉄)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2662「鍛工品製造業」、2671「鉄鉄铸件製造業(铸铁管、可鍛铸铁を除く)」及び2673「可鍛鉄製造業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表行部門「3502-100家庭用金属製品」の中の日用品鉄铸件、日用品可鍛鉄铸件を「2631-031铸铁品」に統合。

列部門	2631-04	鉄鋼シャースリット業
行部門	2631-041	鉄鋼シャースリット業

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2692「鉄鋼シャースリット業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表列部門「3418-90その他の鉄鋼製品」より特掲。

列部門	2631-09	その他の鉄鋼製品
行部門	2631-099	その他の鉄鋼製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2691「鉄粉製造業」及び2699「他に分類されない鉄鋼業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表列部門「3502-90その他の金属製品」のPC鋼より線を含む。

列部門	2711-01	銅
行部門	2711-011	銅

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2711「銅第1次製練・精製業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

部門の名称を「電気銅」から「銅」に変更。

列部門	2711-02	鉛(含再生)
行部門	2711-021	鉛(含再生)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2712「鉛第1次製練・精製業」及び2721「鉛第2次製練・精製業(鉛合金製造業を含む)」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表行部門「3421-210鉛」及び「3421-220再生鉛」を統



合し、部門の名称を変更。

列部門	2711-03	亜鉛（含再生）
行部門	2711-031	亜鉛（含再生）

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類 2 7 1 3 「亜鉛第 1 次製練・精製業」及び 2 7 2 2 「亜鉛第 2 次製練・精製業（亜鉛合金製造業を含む）」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55 年表行部門「3421-310 亜鉛」及び「3421-320 再生亜鉛」を統合し、部門の名称を変更。

列部門	2711-04	アルミニウム
行部門	2711-041	アルミニウム
	2711-042	再生アルミニウム

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類 2 7 1 6 「アルミニウム第 1 次製練・精製業」及び 2 7 2 3 「アルミニウム第 2 次製練・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）」の生産活動を範囲とする。

列部門	2711-09	その他の非鉄金属地金
行部門	2711-099	その他の非鉄金属地金

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類 2 7 1 4 「貴金属第 1 次製練・精製業」、2 7 1 5 「ニッケル第 1 次製練・精製業」、2 7 1 7 「チタン第 1 次製練・精製業」、2 7 1 8 「ウラン・トリウム第 1 次製練・精製業」、2 7 1 9 「その他の非鉄金属第 1 次製練・精製業」及び 2 7 2 9 「その他の非鉄金属第 2 次製練・精製業（非鉄金属合金業を含む）」の生産活動を範囲とする。

行部門	2712-011	非鉄金属屑
-----	----------	-------

（通商産業省）

製造業の生産活動及び最終需要（輸入を含む）部門で発生する非鉄金属屑とする。

列部門	2721-01	電線・ケーブル
行部門	2721-011	銅電線
	2721-012	アルミ電線
	2721-013	ケーブル

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類 2 7 5 「電線・ケーブル製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55 年表行部門「3705-010 銅電線・ケーブル」及び「3705-020 アルミ電線・ケーブル」を再編する。

列部門	2722-01	伸銅品
行部門	2722-011	伸銅品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類 2 7 3 1 「伸銅品製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2722-02	アルミ圧延製品
行部門	2722-021	アルミ圧延製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類 2 7 3 3 「アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

部門の名称を「アルミ圧延」から「アルミ圧延製品」に変更。

列部門	2722-03	非鉄金属鑄鍛造品
行部門	2722-031	非鉄金属鑄鍛造品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類 2 7 4 「非鉄金属鑄物製造業」及び細分類 2 7 9 2 「非鉄金属鍛造品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55 年表「3502-10 家庭用金属製品」の中の非鉄金属鑄物（機械用を除く）を統合。

部門の名称を「機械用鑄鍛造品（非鉄）」から「非鉄金属鑄鍛造品」に変更。

列部門	2722-04	核燃料
行部門	2722-041	核燃料

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類 2 7 9 1 「核燃料製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2722-09	その他の非鉄金属製品
行部門	2722-099	その他の非鉄金属製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類 2 7 3 2 「鉛・同合金圧延業（押出しを含む）」、2 7 3 9 「その他の非鉄金属・同合金圧延長業（抽伸、押出しを含む）」及び 2 7 9 9 「他に分類されない非鉄金属製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

部門の名称を「その他の非鉄金属一次製品」から「その他の非鉄金属製品」に変更。

列部門	2811-01	建設用金属製品
行部門	2811-011	建設用金属製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2841「建設用金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

部門の名称を「その他の鉄構物」から「建設用金属製品」に変更。

列部門	2812-01	建築用金属製品
行部門	2812-011	建築用金属製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2842「建築用金属製品製造業(建築用金物を除く)」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「3501-11軽量鉄屑系パネル」, 「3501-21金属製ドア・シャッター」及び「3501-29その他の建設用金属製品」の中の建築用金属製品を統合。

列部門	2891-01	ガス・石油機器及び暖厨房機器
行部門	2891-011	ガス・石油機器及び暖厨房機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2832「ガス機器・石油機器製造業」, 2833「温風・温水暖房装置製造業」及び2839「その他の厨房・調理装置製造業(電気機械器具, ガス機器, 石油機器を除く)」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表行部門「3501-291建設設備用金属製品」より特掲。

列部門	2899-01	ボルト・ナット・リベット及びスプリング
行部門	2899-011	ボルト・ナット・リベット及びスプリング

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類288「ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」及び細分類2892「金属製スプリング製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「3501-29その他の建設用金属製品」に含まれていたボルト・ナット・リベット, 「3502-90その他の金属製品」に含まれていた小ねじ・木ねじ, 「3606-90その他の機械・同部分品」に含まれていた金属製スプリングを特掲し統合。

列部門	2899-02	金属製容器及び製缶板金製品
行部門	2899-021	金属製容器及び製缶板金製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類281「ブリキ缶・その他めっき板等製品製造業」及び細分類2843「製缶板金業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「3502-90その他の金属製品」から特掲。

列部門	2899-03	配管工事付属品・粉末冶金製品・道具類
行部門	2899-031	配管工事付属品
	2899-032	粉末冶金製品
	2899-033	刃物及び道具類

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2822「機械刃物製造業」, 2823「利器工匠具・手道具製造業(やすり, のこぎり, 食卓用刃物を除く)」, 2824「作業工具製造業(やすりを除く)」, 2825「やすり製造業」, 2826「手引のこぎり・のこ刃製造業」及び2827「農機具製造業(農業用機械を除く)」, 2831「配管工事用附属品製造業(バルブ・コックを除く)」, 2861「粉末や金製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

- ① 行部門の「配管工事付属品」は, 55年表行部門「3501-291建設設備用金属製品」から特掲。
- ② 行部門の「粉末冶金製品」は, 55年表行部門「3502-900その他の金属製品」から特掲。
- ③ 行部門の「刃物及び道具類」は, 55年表行部門「3502-200道具類」の中の空気動工具を「3019-031機械工具」へ統合し, 55年表行部門「3502-100家庭用金属製品」の中の刃物を当部門に統合。

列部門	2899-09	その他の金属製品
行部門	2899-091	金属プレス製品
	2899-092	金属線製品
	2899-099	その他の金属製品(除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2821「洋食器製造業」, 2829「その他の金物類製造業」, 小分類285「金属プレス製品製造業」, 細分類2862「金属製品塗装業」, 2863「溶融めっき業(鋼材めっき業を除く)」, 2864「金属彫刻業」, 2865「電気めっき業(鋼材めっき業を除く)」, 2866「金属熱処理業」, 2869「その他の金属表面処理業」, 小分類287「金属線製品製造業(ねじ

類を除く)」、細分類2891「金庫製造業」及び2899「他に分類されない金属製品製造業」の生産活動とする。

〔注意点〕

- ① 行部門の「金属プレス製品」は、55年表行部門「3502-100家庭用金属製品」及び「3502-900その他の金属製品」から特掲。
- ② 行部門の「金属線製品」は、55年表行部門「3501-299その他の建設用金属製品(除別掲)」及び「3502-900その他の金属製品」から特掲。また、PC鋼より線を「2631-099その他の鉄鋼製品」へ統合。
- ③ 行部門の「その他の金属製品(除別掲)」は、55年表行部門「3501-291建設設備用金属製品」、「3502-100家庭用金属製品」及び「3502-900その他の金属製品」から特掲。併せて、「2600-200金属製家具」から金庫、「3606-900その他の機械・同部分品」から金属製パッキンを当部門に統合。また、針、ピン、スナップ、魔法びんは「3919-099その他の製造工業製品」へ、鉄铸件は「2631-031铸铁品」へ、非鉄铸件、ダイカストは「2722-031非鉄金属鑄鍛造品」へ、ほうろう鉄器は「2599-099その他の窯業・土石製品(除別掲)」へ統合。

#### 8. 一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他

列部門	3011-01	ボイラー・タービン
行部門	3011-011	ボイラー・タービン

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2911「ボイラ製造業」及び2912「蒸気機関・タービン・水カタービン製造業(船用を除く)」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「3601-10原動機・ボイラー」に含まれていたボイラー・タービンを特掲。

列部門	3011-02	原動機
行部門	3011-021	原動機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2913「はん用内燃機関製造業」及び2919「その他の原動機製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「3601-10原動機・ボイラー」に含まれていた原動機を特掲。

列部門	3012-01	運搬機械
行部門	3012-011	運搬機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2973「エレベータ・エスカレータ製造業」及び2974「荷役運搬設備製造業」の生産活動を範囲とし、主として旅客又は貨物用エレベータ、エスカレータ及び工場、倉庫、鉱山、その他産業用のコンベヤ、荷役運搬設備などの生産活動とする。

該当品目は、エレベータ、エスカレータ、クレーン、巻上機、コンベヤ、索道などである。

列部門	3013-01	冷凍機・温湿調整装置
行部門	3013-011	冷凍機・温湿調整装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2984「冷凍機・温湿調整装置製造業」の生産活動を範囲とし、主として工業用及び商業用冷凍機、冷蔵装置、製氷機、冷凍陳列箱及び温湿調整装置(ウインドタイプエアコンディショナを除く)の生産活動とする。

〔注意点〕

行部門は、55年表行部門「3604-141冷凍機・同装置」及び「3604-142冷凍機応用製品」を統合。

列部門	3019-01	ポンプ及び圧縮機
行部門	3019-011	ポンプ及び圧縮機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2971「ポンプ・同装置製造業」、2972「空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業」及び2977「油圧・空圧機器製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、単段式うず巻ポンプ、多段式うず巻ポンプ、斜流ポンプ、耐しょく製ポンプ、家庭用電気ポンプ、手動ポンプ、油圧ポンプ、油圧モータ、油圧シリンダー、往復圧縮機、回転圧縮機、遠心圧縮機、軸流圧縮機、真空ポンプなどである。

列部門	3019-02	ミシン・毛糸手編機械
行部門	3019-021	ミシン・毛糸手編機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2982「ミシン製造業」及び2983「毛糸手編機械製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	3019-03	機械工具
行部門	3019-031	機械工具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2944「機械工具製造業(粉末や金業を除く)」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表列部門「3606-90その他の機械・同部分品」より特掲する。また、55年表列部門「3502-20道具類」の中の空気動工具、「3701-40その他の産業用重電機器」の中の電動工具を当部門に含める。

列部門	3019-09	その他の一般産業機械及び装置
行部門	3019-099	その他の一般産業機械及び装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2975「動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸を除く)、2976「工業窯炉製造業」、2979「その他の一般産業用機械・装置製造業」及び2997「包装・荷造機械製造業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表「3603-51食料品加工機械」に含まれていた「びん詰機械」、「缶詰機械」を当部門に統合。「3604-17工業窯炉」も当部門に統合。また、当部門に含まれていた「産業用ロボット」を特掲。

列部門	3021-01	鉱山・土木建設機械
行部門	3021-011	鉱山・土木建設機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類293「建設機械・鉱山機械製造業(建設用・農業用・運搬用トラクタを含む)」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、しゅんせつ、発掘、道路及び航空港建設並びに油井及び井戸の掘削などの土木建設及び鉱山業に使用される重機械器具並びに鉱山及び一般産業に使用される破碎機、摩碎機、選別機及びトラクタである。

列部門	3022-01	化学機械
行部門	3022-011	化学機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2978「化学機械・同装置製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、分離機器、熱交換器、混合機、反応用機器、蒸発機器、電解槽、乾燥機器、焼成機などである。

列部門	3023-01	産業用ロボット
行部門	3023-011	産業用ロボット

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2998「産業用ロボット製造業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表「3604-19その他の一般産業機械及び装置」から特掲。

列部門	3024-01	金属工作機械
行部門	3024-011	金属工作機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2941「金属工作機械製造業」及び2943「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)」のうち金属工作機械用部分品・附属品製造業の生産活動を範囲とする。

該当品目は、施盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削盤、ブローチ盤、研削盤、歯切及び歯車仕上機械、形削盤、ホーニング及びラップ盤、金切のこ盤などである。

[注意点]

部門の名称を「工作機械」から「金属工作機械」に変更。

列部門	3024-02	金属加工機械
行部門	3024-021	金属加工機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2942「金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)」及び2943「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)」のうち金属加工機械用部分品・附属品製造業の生産活動を範囲とする。

該当品目は、圧延機械、線引機、製管機、ベンディングマシン、液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機、ワイヤフォーミングマシン、人力プレス、ガス溶接機などである。

[注意点]

55年表まで当部門に含まれていたダイカストマシンは、60年表より「3029-094鋳造装置」に統合。

列部門	3029-01	農業機械
行部門	3029-011	農業機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類292「農業用機械製造業(農器具を除く)」の生産活動を範囲とし、主として耕うん、整地、栽培、管理、収穫、調整用、その他の農業用に使用される機械(トラクタを除く)の生産活動とする。農業用手道具の生産活動は含まない。

該当品目は、動力耕うん機、歩行用トラクタ、噴霧機、散粉機、脱穀機、農業用乾燥機、飼料用機器などである。

〔注意点〕

農業用手道具は「2899-033刃物及び道具類」に、農業用トラクタは「3021-011鉱山・土木建設機械」に分類される。

列部門	3029-02	繊維機械
行部門	3029-021	繊維機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類295「繊維機械製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	3029-03	食料品加工機械
行部門	3029-031	食料品加工機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2961「食料品加工機械製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、穀物処理機械同装置、製パン・製菓機械同装置、醸造用機械、牛乳加工・乳製品製造機械同装置、肉製品・水産製品製造機械などである。

〔注意点〕

55年表まで当部門に含まれていた「びん詰機械」及び「缶詰機械」は、60年表より「3019-09その他の一般産業及び装置」に統合。

列部門	3029-09	その他の特殊産業機械
行部門	3029-091	製材木工機械
	3029-092	パルプ装置・製紙機械
	3029-093	印刷・製本・紙加工機械
	3029-094	鋳造装置
	3029-095	プラスチック加工機械
	3029-099	その他の特殊産業機械(除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2962「木工機械製造業」、2963「パルプ装置・製紙機械製造業」、2964「印刷・製本・紙工機械製造業」、2965「鋳造装置製造業」、2966「プラスチック加工機械・同附属装置製造業」及び2969「その他の特殊産業用機械製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

列部門「3029-09その他の特殊産業機械」は、55年表列部門「3603-52製材木工機械」、「3603-53パルプ装置・製紙機械」、「3603-54印刷・製本・紙加工機械」及び「3603-57特殊産業機械」を統合。また、55年表まで列部門「3602-20金

属加工機械」に含まれていたダイカストマシンは、60年表より「3029-094鋳造装置」に統合。

列部門	3031-01	金型
行部門	3031-011	金型

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2996「金型・同部分品・附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「3606-90その他の機械・同部分品」より特掲。

列部門	3031-02	ベアリング
行部門	3031-021	ベアリング

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2994「玉軸受・ころ軸受製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「3606-90その他の機械・同部分品」より特掲。

列部門	3031-09	その他の一般機械器具及び部品
行部門	3031-099	その他の一般機械器具及び部品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2991「消火器具・消火装置製造業」、2992「弁・同附属製造業」、2993「パイプ加工・パイプ附属品加工業」、2995「ピストンリング製造業」及び2999「各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

- ① 部門の名称を「その他の機械・同部分品」から「その他の一般機械器具及び部品」に変更。
- ② 55年表まで当部門に含まれていた金属製スプリングは60年表より「2899-01ボルト・ナット・リベット及びスプリング」に、また、金属製パッキンは「2899-099その他の金属製品(除別掲)」に統合。

列部門	3032-10	一般機械修理
行部門	3032-101	一般機械修理

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類8211「一般機械修理業(電気機械器具、建設・鉱山機械を除く)」及び8213「建設機械・鉱山機械整備業」の活動を範囲とする。

列部門	3111-01	事務用機械
行部門	3111-011	電子式卓上計算機
	3111-012	複写機
	3111-013	ワードプロセッサ
	3111-019	その他の事務用機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2981「事務用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、データ処理機械、計算機械、会計機械、謄写機、複写機、事務用印刷機、あて名印刷機、マイクロ写真機械、時間記録機械、連絡機械、タイプライタ、金銭登録機械、ファイリングシステム用器具、貨幣処理機械などである。

〔注意点〕

そろばん、計算尺、謄写版、製図用機械器具は「3919-02 筆記具・文具」に分類される。

行部門は55年表「3605-100事務用機械」を分割。

列部門	3112-01	サービス用機器
行部門	3112-011	自動販売機
	3112-012	娯楽用機器
	3112-019	その他のサービス用機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2989「その他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、営業用洗濯機、ドライクリーニング機、プレス機、自動販売機、娯楽機械などである。

列部門	3211-01	電気音響機器
行部門	3211-011	電気音響機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3044「電気音響機械器具製造業」のうち部分品、附属品を除く生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表「3702-21電気音響機器」を分割。

列部門	3211-02	ラジオ・テレビ受信機
行部門	3211-021	ラジオ・テレビ受信機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3043「ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	3211-03	磁気録画再生装置(VTR)
行部門	3211-031	磁気録画再生装置(VTR)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3062「ビデオ機器製造業」のうちVTRの生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3704-22その他の電子応用装置」を分割。

列部門	3211-09	その他の民生用電気機器
行部門	3211-099	その他の民生用電気機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類302「民生用電気機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、電気アイロン、暖房用電熱器、扇風機、ウインドタイプエアコンディショナ、電気洗濯機、電気冷蔵庫、電気掃除機、ミキサー、電気理容器具などである。

列部門	3311-01	電子計算機本体
行部門	3311-011	電子計算機本体

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類305「電子計算機・同附属装置製造業」のうち、電子計算機本体の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3703-00電子計算機・同附属装置」より分割。

列部門	3311-02	電子計算機付属装置
行部門	3311-021	電子計算機付属装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類305「電子計算機・同附属装置製造業」のうち、電子計算機付属装置の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3703-00電子計算機・同附属装置」を分割。

列部門	3321-01	有線電気通信機器
行部門	3321-011	有線電気通信機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3041「有線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、電話機、電話自動交換装置、印刷電信機、写真電送装置などである。

〔注意点〕

55年表の列部門「3704-30電気通信機械及び関連機器」を

分割。

列部門	3321-02	無線電気通信機器
行部門	3321-021	無線電気通信機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3042「無線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、ラジオ・テレビジョン放送装置、固定・移動局通信装置、携帯用通信装置などである。

〔注意点〕

55年表の列部門「3704-30電気通信機械及び関連機器」を分割。

列部門	3321-09	その他の電気通信機器
行部門	3321-099	その他の電気通信機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3045「交通信号保安装置製造業」及び3049「その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、交通信号保安装置、火災警報機などである。

〔注意点〕

55年表の列部門「3704-30電気通信機械及び関連機器」を分割。

列部門	3331-01	電子応用装置
行部門	3331-011	電子応用装置

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3061「X線装置製造業」、3062「ビデオ機器製造業」及び3069「その他の電子応用装置製造業」のうちVTRを除く生産活動を範囲とする。

該当品目は、医療用X線装置、産業用X線装置、超音波応用装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡などである。

〔注意点〕

55年表の列部門「3704-22その他の電子応用装置」からVTRを除く。

部門の名称を「その他の電子応用装置」から「電子応用装置」に変更。

列部門	3341-01	半導体素子・集積回路
行部門	3341-011	半導体素子
	3341-012	集積回路

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3082「半導体素子製造業」

及び3083「集積回路製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、ダイオード、トランジスター、サーミスタ、半導体集積回路、薄膜集積回路、混成集積回路などである。

〔注意点〕

55年表の行部門「3704-240半導体素子・集積回路」を分割。

列部門	3411-01	回転電気機械
行部門	3411-011	発電機器
	3411-012	電動機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3011「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3701-10発電機器」と「3701-30電動機」を統合。

列部門	3411-02	開閉制御装置及び配電盤
行部門	3411-021	開閉制御装置及び配電盤

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3013「開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3701-20送配電機器」を分割。

列部門	3411-03	その他の送配電機器
行部門	3411-031	その他の送配電機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3012「変圧器類製造業(通信機用を除く)」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3701-20送配電機器」を分割。

列部門	3411-09	その他の産業用重電機器
行部門	3411-099	その他の産業用重電機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3015「電気溶接機製造業」及び3019「その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表まで当部門に含まれていた「回転電気機械」は60年表では「3411-011発電機器」に、「電動工具」は「3019-03機械工具」に統合。

列部門	3421-01	電気計測器
行部門	3421-011	電気計測器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類307「電気計測器製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、電流計、電圧計、電力計、位相計、周波数計などの計器及び定数測定器（電圧、電流及び電力測定器、周波数測定器、電波及び空中線測定器、回路素子測定器など）、特性測定器（伝送量測定器、真空管特性測定器、磁性体測定器、誘電体測定器など）、総合試験装置（搬送機器用試験装置、無線機器用試験装置、有線機器用試験装置など）の測定器並びに付属品である。

列部門	3421-02	電気照明器具
行部門	3421-021	電気照明器具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3032「電気照明器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、白熱電灯器具、蛍光灯器具、水銀灯器具、発電ランプ、携帯電灯、これらの部品・付属品などである。

列部門	3421-03	電池
行部門	3421-031	電池

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3091「蓄電池製造業」及び3092「一次電池（乾電池、湿電池）製造業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表の列部門「3704-10その他の軽電機器」を分割。

列部門	3421-04	電球類
行部門	3421-041	電球類

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3031「電球製造業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表まで当部門に含まれていた電球口座、導入線等を「3421-09その他の軽電機器」へ統合。

列部門	3421-05	配線器具
行部門	3421-051	配線器具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3014「配線器具・配線附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(注意点)

55年表の列部門「3704-10その他の軽電機器」を分割。

列部門	3421-06	内燃機関電装品
行部門	3421-061	内燃機関電装品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3016「内燃機関電装品製造業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表の列部門「3701-10その他の軽電機器」を分割。

列部門	3421-09	その他の軽電機器
行部門	3421-099	その他の軽電機器

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3099「他に分類されない電機機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。[注意点]

55年表の列部門「3704-10その他の軽電機器」を分割。

列部門	3431-01	電子管
行部門	3431-011	電子管

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3081「電子管製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、受信用真空管、高信頼管、送信管、マイクロ波用真空管、ブラウン管などである。

列部門	3431-02	電気音響機器部分品・付属品
行部門	3431-021	電気音響機器部分品・付属品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3044「電気音響機械器具製造業」のうち部分品、付属品の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表の列部門「3702-21電気音響機器」より分割。

列部門	3431-09	その他の電子・通信機器部分品・付属品
行部門	3431-099	その他の電子・通信機器部分品・付属品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3089「その他の電子機器用・通信機器用部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

[注意点]

55年表の列部門「3704-30電気通信機械及び関連機器」を分割。



列部門	3432-10	電気機械修理
行部門	3432-101	電気機械修理

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 8 2 1 2 「電気機械器具修理業」の活動を範囲とする。

列部門	3511-01	乗用車
行部門	3511-011	乗用車

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 3 1 1 1 「自動車製造業（三輪・二輪自動車を含む）」のうち、乗用車の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3830-00自動車」を分割。

列部門	3521-01	トラック・バス・その他の自動車
行部門	3521-011	トラック・バス・その他の自動車

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 3 1 1 1 「自動車製造業（三輪・二輪自動車を含む）」のうち、乗用車、三輪・二輪自動車以外の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3830-00自動車」を分割。

列部門	3531-01	二輪自動車
行部門	3531-011	二輪自動車

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 3 1 1 1 「自動車製造業（三輪・二輪自動車を含む）」のうち、三輪自動車、二輪自動車の生産活動を範囲とする。

列部門	3541-01	自動車車体
行部門	3541-011	自動車車体

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 3 1 1 2 「自動車車体・附随車製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3830-00自動車」を分割。

列部門	3541-02	自動車用内燃機関・同部分品
行部門	3541-021	自動車用内燃機関・同部分品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 3 1 1 3 「自動車部分品・附属品製造業」のうち、自動車用内燃機関及び同部分品の生産活

動を範囲とする。

該当品目は、自動車用エンジン、ラジエター、オイルストレーナ、オイルフィルタ等である。

〔注意点〕

55年表の列部門「3601-10原動機・ボイラー」を分割。

列部門	3541-03	自動車部品
行部門	3541-031	自動車部品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 3 1 1 3 「自動車部分品・附属品製造業」のうち、自動車用内燃機関及び同部分品を除く生産活動を範囲とする。

主な製品は、KDセット、デファレンシャルギヤ（自動車用）、クラッチ、操縦装置、車輪、トランスミッション、ブレーキ、シャシー部品、車体部品などである。

〔注意点〕

55年表の列部門「3830-00自動車」を分割。

列部門	3551-10	自動車修理
行部門	3551-101	自動車修理

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類 8 1 「自動車整備業」の活動とする。具体的には、自動車一般整備業、自動車車体整備業の自動車電装品整備業、自動車タイヤ整備業、自動車再生業、自動車エンジン再生業、自動車再塗装業、その他自動車部品・機関・装置等の整備・修理・再生に係る活動とする。

二輪自動車及び三輪自動車の整備を含むこととする。

自動車タイヤの再生業及び更生業は、「2311-01タイヤ・チューブ」に格付けされる。

自動車の使用者が行う自家修理も本部門の範囲とする。

政府の行う自動車検査業務は、公務とする。

列部門	3611-01	鋼船
行部門	3611-011	鋼船

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類 3 1 4 1 「鋼船製造・修理業」のうちの鋼船製造に係る活動及び 3 1 4 2 「船体ブロック製造業」の活動とする。ただし、船体ブロック製造業については、全額自部門取引となるので、原則として生産額には計上せず、鋼船製造の一工程としてとらえる。

改造は本部門に含める。

列部門	3611-02	その他の船舶
行部門	3611-021	その他の船舶

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類3143「木船製造・修理業」のうちの木船製造に係る活動及び3144「舟艇製造・修理業」のうちの舟艇製造に係る活動とする。

強化プラスチック、アルミ等を主材料とした船舶は、本部門に含める。

列部門	3611-03	船用内燃機関
行部門	3611-031	船用内燃機関

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類3145「船用機関製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3601-10原動機・ボイラー」を分割。

列部門	3611-10	船舶修理
行部門	3611-101	船舶修理

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類3141「鋼船製造・修理業」、3143「木船製造・修理業」及び3144「舟艇製造・修理業」のうち、修理に係る活動とする。

船舶使用者の行う自家修理も本部門に含める。

改造は本部門に含めず、「3611-01鋼船」又は「3611-02その他の船舶」に含める。

列部門	3621-01	鉄道車両
行部門	3621-011	鉄道車両

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類312「鉄道車両・同部分品製造業」のうち、製造及び改造に係る活動とする。

鉄道業の行う改造も本部門に含める。

信号保安装置は、「3321-09その他の電気通信機器」に含まれる。

列部門	3621-10	鉄道車両修理
行部門	3621-101	鉄道車両修理

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類3121「鉄道車両製造業」のうち、鉄道車両の修理に係る活動とする。

鉄道車両の改造は、「3621-01鉄道車両」に格付けされる。

鉄道業の行う修理は、本部門に含める。

〔注意点〕

55年表までは、日本標準産業分類の細分類3191「産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業」に属する産業用鉄道車両の修理も本部門に含まれていたが、60年表では「3629-10その他の輸送機械修理」に含めることとする。

列部門	3622-01	航空機
行部門	3622-011	航空機

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類315「航空機・同附属品製造業」のうち、修理業を除く生産活動を範囲とする。

該当品目は、ピストン機、ターボジェット機、ターボプロップ機、ヘリコプター、グライダー、ピストン発動機、ターボジェット発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機、発動機部品、プロペラ及び回転翼などである。

列部門	3622-10	航空機修理
行部門	3622-101	航空機修理

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類315「航空機・同附属品製造業」の修理業の活動とする。

列部門	3629-01	自転車
行部門	3629-011	自転車

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類313「自転車・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「3850-30自転車・リヤカー」よりリヤカーを除き、「3629-099その他の輸送機械(除別掲)」に統合。

列部門	3629-09	その他の輸送機械
行部門	3629-091	産業用運搬車両
	3629-099	その他の輸送機械(除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類319「その他の輸送用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「3604-16産業用運搬車両」、「3820-20産業用鉄道車両」、「3850-30自転車・リヤカー」のリヤカー及び「3890-10その他の輸送機械」を統合し、再編。

列部門	3629-10	その他の輸送機械修理
行部門	3629-101	その他の輸送機械修理

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 3 1 9 「その他の輸送用機械器具製造業」の製品の修理業の活動を範囲とする。

列部門	3711-01	カメラ
行部門	3711-011	カメラ

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 3 2 5 2 「写真機・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、35mmカメラ、二眼レフカメラ、小型カメラ、業務用カメラ、引伸機、写真複写機、フィルタ、三脚、乾板入れ、マガジン、セルフタイマ、現像用タンクなどである。

〔注意点〕

55年表列部門「3920-10カメラ」の中のカメラ用レンズ、カメラ用交換レンズを「3711-09その他の光学機械」に統合。

列部門	3711-09	その他の光学機械
行部門	3711-099	その他の光学機械

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 3 2 5 1 「顕微鏡・望遠鏡等製造業」、3 2 5 3 「映画用機械・同附属製造業」、3 2 5 4 「光学機械用レンズ・プリズム製造業」及び小分類 3 2 6 「眼鏡製造業(枠を含む。)」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表列部門「3920-10カメラ」の中のカメラ用レンズ、カメラ用交換レンズを当部門に統合。

列部門	3712-01	時計
行部門	3712-011	時計

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 3 2 7 「時計・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、腕時計・懐中時計、置・目覚時計、掛時計、電気時計、時計側などである。

列部門	3719-01	理化学機械器具
行部門	3719-011	理化学機械器具

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 3 2 4 「理化学機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

部門の名称を「理化学機器」から「理化学機械器具」に変更。

更。

列部門	3719-02	分析器・試験機、計量器・測定器
行部門	3719-021	分析器・試験機、計量器・測定器

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 3 2 1 「軽量器・測定器・分析機器・試験機製造業」及び 3 2 2 「測量機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、一般長さ計、体積計、はかり、温度計、圧力計、流量計、液面計、精密測定器、試験機、測量機械器具などである。

〔注意点〕

部門の名称を「度量衡器・計量器」から「分析器・試験機・計量器・測定器」に変更。

列部門	3719-03	医療用機械器具
行部門	3719-031	医療用機械器具

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 3 2 3 「医療用機械器具・医療用品製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、医療用機械器具、歯科用機械器具、動物用医療機械器具、医療材料、歯科材料などである。

〔注意点〕

部門の名称を「医療機械」から「医療用機械器具」に変更。

列部門	3719-10	精密機械修理
行部門	3719-101	精密機械修理

(通商産業省)

3711-01「カメラ」、3711-09「その他の光学機械」、3719-01「理化学機械器具」、3719-02「分析器・試験機・計量器・測定器」、3719-03「医療用機械器具」の修理業の活動を範囲とする。

列部門	3911-01	玩具
行部門	3911-011	玩具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 3 4 3 1 「娯楽用具・がん具製造業(人形・児童乗物を除く)」、3 4 3 2 「人形製造業」及び 3 4 3 3 「児童乗物製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3990-10玩具・運動用品(ゴム製を除く)」の玩具を特掲。行部門も同様。

列部門	3911-02	運動用品
行部門	3911-021	運動用品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 3 4 3 4 「運動競技用具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の列部門「3990-10玩具・運動用品（ゴム製を除く）」の運動用品を特掲。行部門も同様。

列部門	3919-01	楽器・レコード
行部門	3919-011	楽器・レコード

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 3 4 2 「楽器・レコード製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

部門の名称を「楽器」から「楽器・レコード」に変更。

列部門	3919-02	筆記具・文具
行部門	3919-021	筆記具・文具

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 3 4 4 「ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

部門の名称を「筆記具」から「筆記具・文具」に変更。

列部門	3919-03	身辺細貨品
行部門	3919-031	身辺細貨品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類 3 4 1 「貴金属製品製造業（宝石加工を含む）」、細分類 3 4 5 1 「装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）」、3 4 5 3 「ボタン製造業」、3 4 8 9 「かつら製造業」、3 4 9 1 「洋傘・同部分品製造業」、3 4 9 2 「和傘・同部分品製造業」、3 4 9 3 「うちわ・扇子・ちょうちん製造業」及び3 4 9 7 「喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く）」の生産活動とし、大蔵省の造幣局特別会計の勲章の生産活動を範囲に含む。

〔注意点〕

当部門に含まれた「七宝製品」、「人造宝石」を60年表より「2599-099その他の窯業・土石製品（除別掲）」に統合。

列部門	3919-04	武器
行部門	3919-041	武器

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類 3 3 「武器製造業」の生産活動

を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「3192-62弾薬類」と「3606-30鉄砲類」を統合。

列部門	3919-09	その他の製造工業製品
行部門	3919-099	その他の製造工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類 3 4 5 2 「造花・装飾用羽毛製造業」、3 4 5 4 「針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業」、小分類 3 4 6 「漆器製造業」、細分類 3 4 8 1 「麦わら・パナマ類帽子製造業」、3 4 8 4 「ほうき・ブラシ製造業」、3 4 8 5 「コルク加工基礎資材・コルク製品製造業」、3 4 8 6 「マッチ製造業」、3 4 8 7 「煙火製造業」、3 4 8 8 「看板・標識機製造業」、3 4 9 4 「モデル・模型製造業（紙製を除く）」、3 4 9 5 「魔法瓶製造業」、3 4 9 6 「パレット製造業」及び3 4 9 9 「他に分類されないその他の製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「2390-90その他の繊維雑品」の繊維壁材、「2430-20身廻品」の麦わら・パナマ類帽子、帽体、「2520-00その他の木製品」のコルク製品、漆器、「3502-10家庭用金属製品」の針・ピン・スナップ、「3502-90その他の金属製品」の魔法びん、「3192-50マッチ」は当部門に統合。当部門に含まれていた「ろうそく」は「2709-099その他の化学最終製品（除別掲）」に統合。

## 9. 建設

列部門	4111-01	住宅新建築（木造）
行部門	4111-011	住宅新建築（木造）

(建設省)

本部門は、主要構造部（建築基準法第2条で規定する「主要構造部」をいう。以下同じ）が木造の建築物（建築基準法第2条で規定する「建築物」をいう。以下同じ）のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物のうち居住の用に供せられる部分の新築、増築、改築とする。

〔注意点〕

- (1) 設計管理活動は、建設活動の一部とみなして建設部門に含める。
- (2) 設計管理活動は、発注者自身が行う場合、設計管理業者に委託する場合、建築工事の請負業者に施工とともに担当させる場合など種々の場合があるが、設計管理業者に委託する場合は、投入部門を分解せず、一括「土木建築サービス業」からの投入とする。

この扱いは、他の建築部門についても同様とする。

列部門	4111-02	住宅新建築（非木造）
行部門	4111-021	住宅新建築（非木造）

（建設省）

本部門は、主要構造部が非木造の建築物のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物のうち居住の用に供せられる部分の新築、増築、改築とする。

列部門	4112-01	非住宅新建築（木造）
行部門	4112-011	非住宅新建築（木造）

（建設省）

木造の建築物のうち、「住宅新建築（木造）」（4111-01）以外の建築物の新築、増築、改築とする。

列部門	4112-02	非住宅新建築（非木造）
行部門	4112-021	非住宅新建築（非木造）

（建設省）

非木造の建築物のうち、「住宅新建築（非木造）」（4111-02）以外の建築物の新築、増築、改築とする。

列部門	4121-01	建設補修
行部門	4121-011	建設補修

（建設省）

- (1) 建築物（住宅及び非住宅）及び土木構築物に関する経常的補修工事で、自家補修を含む。
- (2) 本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、公共事業に関する維持補修工事、災害復旧工事、並びに鉄道軌道の線路、電力・信号設備、電力の送配電設備、電気通信の線路設備の取替補修工事は、建設補修とせず、それぞれの部門に含める。

列部門	4131-01	道路関係公共事業
行部門	4131-011	道路関係公共事業

（建設省）

- (1) 以下の範囲からなる公共事業で、新築工事のほか維持補修工事を含む。  
国及び地方公共団体の行う道路、街路事業及び日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、地方公共団体等の行う有料道路事業
- (2) 維持、補修工事がすべて含まれている。一般道路の管理等（清掃、照明等）、小規模な維持、補修工事については経常的支出として建設補修に含めるべきであると考えられるが、時系列の問題もあるので、60年表においても従来通

り公共工事（資本形成）の扱いとする（SNAにおいても公共事業の維持、補修はすべて資本形成として扱われる。）。

- (3) 4131-01、4131-02、4131-03については、アクティビティベースではなく事業所ベースに近い。例えば、道路建設というアクティビティは、すべてこの部門に含まれるのではなく、国、地方公共団体等、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団の行う事業に限られ、民間企業等が建設するものについては「その他の土木建設」部門に分類される。

列部門	4131-02	河川・下水道・その他の公共事業
行部門	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業

（建設省）

- (1) 以下の範囲からなる公共工事で、新築工事のほか維持補修工事を含む。
  - ① 河川：国、地方公共団体の行う河川、砂防、海岸事業及び水資源開発公団の行う事業
  - ② 都市計画：国、地方公共団体の行う下水道、公園、環境衛生事業
  - ③ 港湾・漁港：国、地方公共団体の行う港湾、漁港事業
  - ④ 空港：国、地方公共団体、新東京国際空港公団、関西国際空港株式会社の行う空港事業
  - ⑤ 災害復旧：国、地方公共団体の行う上記①から④まで及び「道路関係公共事業」（4131-01）の各施設に関する災害復旧、災害関連、鉱害復旧事業
  - ⑥ その他：国、地方公共団体の行う沿岸漁業整備事業、離島電気事業
- (2) 維持、補修工事がすべて含まれる。河川のしゅんせつ等小規模な維持、補修工事については経常的支出として建設補修に含めるべきであると考えられるが、時系列の問題もあるので、60年表においても従来通り公共工事（資本形成）の扱いとする（SNAにおいても公共事業の維持、補修はすべて資本形成として扱われる。）。

〔注意点〕

上記(1)－②の都市計画の下水道については、45年表までは「その他の建設」（4009-90）に入れていたが、事業の性格上公共事業として扱うべきであるので、50年表から当部門へ入れて部門の名称変更を行った。

列部門	4131-03	農林関係公共事業
行部門	4131-031	農林関係公共事業

（農林水産省）

以下の範囲からなる公共事業で、新設工事のほか維持、補修工事及び災害復旧工事を含む。

- ① 農業土木：国，地方公共団体，土地改良区及びその他の団体の行う農業基盤整備事業，海岸事業並びに農用地開発公団，水資源開発公団の行う事業
- ② 林道：国，地方公共団体の行う林道事業及び森林開発公団の行う事業
- ③ 治山：国，地方公共団体の行う治山事業
- ④ 災害復旧：国，地方公共団体の行う上記①から③までの各施設の災害復旧事業

〔注意点〕

55年表から，50年表部門「公共事業（農業土木・林道・治山・災害）」（4004-20，4004-200）を名称変更した。

列部門	4132-01	鉄道軌道建設
行部門	4132-011	鉄道軌道建設

（建設省）

- (1) 日本国有鉄道，日本鉄道建設公団，公営鉄道，私鉄，帝都高速度交通営団，本州四国連絡橋公団の行う鉄道軌道に関する構築物の建設事業及び施設保全で，線路，電力・信号設備の取替補修を含む。
- (2) 4132-01，4132-02，4132-03，4132-09についても「公共事業」部門と同様，厳密に言えばアクティビベースではなく，事業所ベースの考え方が混在している。すなわち，「建築」部門においては生産物（建築物）の観点から定義がなされているのに対して，「土木」部門では投資主体の観点から定義がなされている。

定義された投資主体以外の事業所が行った土木生産活動は，「その他の土木建設」部門に分類される。

列部門	4132-02	電力施設建設
行部門	4132-021	電力施設建設

（建設省）

- 9 電力株式会社，沖縄電力株式会社，電源開発株式会社，地方公営企業の行う電気事業，その他の電気事業者及び日本原子力発電株式会社の行う発・送・配電施設に関する構築物の建設事業及び施設保全で取替補修を含む。

列部門	4132-03	電気通信施設建設
行部門	4132-031	電気通信施設建設

（建設省）

- 第一種電気通信事業者の行う電気通信線路施設に関する構築物の建設事業及び施設保全で取替補修を含む。

なお，国際電信電話株式会社の行うものは，「その他の土木建設」部門に分類する。

列部門	4132-09	その他の土木建設
行部門	4132-099	その他の土木建設

（建設省）

他の部門に分類されない建設工事で，以下の範囲からなる。

- ① 上・工業用水道：地方公営企業等の行う上水道，簡易水道，工業用水道に関する構築物の建設事業
- ② 土地造成：住宅・都市整備公団，地域振興整備公団，地方公共団体及び民間の行う土地造成事業
- ③ その他土木：ガス，地方公共団体の行う失業者就労事業のうち建設投資的事業，その他上記以外の土木建設

〔注意点〕

- ① 60年表から，55年表部門「その他の建設」（4009-90，4009-900）を名称変更した。
- ② 下水道（地方公営企業等の行う下水道に関する構築物の建設事業）については45年表まで当部門に入れていたが，事業の性格上公共事業として扱うべきであるので，50年表より当部門から除き，4004-19（現4131-02）に含めることとした。

## 10. 電力・ガス・水道

列部門	5111-01	事業用原子力発電
	5111-02	事業用火力発電
	5111-03	水力・その他の事業用発電
行部門	5111-001	事業用電力

（通商産業省）

日本標準産業分類の中分類36「電気業」のうち自家発電を除く発電活動を範囲とする。

〔注意点〕

- (1) 60年表の列部門「5111-01事業用原子力発電」は，55年表の列部門「5110-19その他の事業用発電」から特掲。60年表の列部門「5111-03水力・その他の事業用発電」は，55年表の列部門「5110-11事業用水力発電」と「5110-19その他の事業用発電」のうち原子力発電を除いたものを統合。
- (2) 発電工程に発生するフライアッシュは副産物扱いとし，「その他の窯業原料鉱物」を競合部門とする。
- (3) 生産額の中には電気税を含む。

列部門	5111-04	自家発電
行部門	5111-041	自家発電

(通商産業省)

鉱工業部門などで最大出力500kw/時以上の発電設備を有し、常時発電活動をしており、電力を販売することを目的としない発電活動とする。

列部門	5121-01	都市ガス
行部門	5121-011	都市ガス

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類37「ガス業」の生産活動を範囲とし、石炭ガスの生産工程中に発生する副生硫安、コークス、粗コールタール及び粗ベンゾールは副産物扱いとし、それぞれ「窒素質肥料」、「コークス」及び「その他の石炭製品」を競合部門とする。生産額の中にはガス税を含む。

列部門	5122-01	熱供給業
行部門	5122-011	熱供給業

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類38「熱供給業」の生産活動を範囲とし、一般の需要に応じ、ボイラ、冷凍機等により発生させた蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所の活動である。地域暖冷房業、地域暖房業、蒸気供給業が該当する。

列部門	5211-01	上水道・簡易水道
行部門	5211-011	上水道・簡易水道

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類391「上水道業」に相当する範囲とし、使用目的の如何を問わず、飲用に適する水の供給を行う活動(水道法に基づく水道用水供給事業、上水道事業及び簡易水道事業)とする。

なお、修理費収入は生産額に含めず、修理は「4121-01建設補修」に分類する。

〔注意点〕

船舶給水業については、「7179-02・03水運付帯サービス」部門に含める。

列部門	5211-02	工業用水
行部門	5211-021	工業用水

(通商産業省)

工業に対して工業用水の供給を行う活動とし、「工業用水事業法」に基づき地方公共団体が行う工業用水事業の範囲とする。

地方公共団体以外の者が行う工業用水道(上水道を含む)及び「水道法」に基づき地方公共団体が行う上水道事業、簡易水道事業は含まない。

列部門	5211-03	下水道★★
行部門	5211-031	下水道★★

(経済企画庁)

汚水、雨水などの排水、終末処理を行う施設の経営活動とし、地方公共団体の行う公共下水道事業の範囲とする。したがって、この部門の行う生産活動は、汚水・雨水の流通目的で設置された排水管、排水路及びそのほかの付属装置(浄化施設など)をもって土地の清潔を保持することであり、じんかい、汚物などの処理を行う地方公共団体の活動は「廃棄物処理(公営)」部門に含まれる。

日本標準産業分類の小分類393「下水道業」の範囲である。

列部門	5212-01	廃棄物処理(公営)★★
行部門	5212-011	廃棄物処理(公営)★★

(厚生省)

日本標準産業分類の中分類89「廃棄物処理業」に相当する範囲のうち、地方公共団体による活動とする。

〔注意点〕

- (1) 892「産業廃棄物処理業」は、昭和51年日本標準産業分類の一部改正により新設したので、55年表から含める。
- (2) 60年表では、日本標準産業分類の細分類8999「他に分類されない廃棄物処理業」となり、従来含まれていた「保健」については「8311-04-06保健衛生」に移行した。

列部門	5212-02	廃棄物処理(産業)
行部門	5212-021	廃棄物処理(産業)

(厚生省)

日本標準産業分類の中分類89「廃棄物処理業」に相当する範囲のうち、民営事業所による活動(地方公共団体の委託事業を含む)とする。ただし、自家処理分は除く。

〔注意点〕

- (1) 892「産業廃棄物処理業」は、昭和51年日本標準産業分類の一部改正により新設したので、55年表から含める。
- (2) 60年表では、日本標準産業分類の細分類8999「他に分類されない廃棄物処理業」となり、従来含まれていた「保健」については「8311-04-06保健衛生」に移行した。

11. 商業、金融・保険、不動産

列部門	6111-01	卸売
行部門	6111-011	卸売

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類4 9~5 1の「卸売業」及び5 2「代理商、仲立業」の活動を範囲とし、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う販売事業分、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び森林組合連合会の行う販売・購買事業分、食糧管理特別会計、アルコール専売事業特別会計、蚕糸砂糖類価格安定事業団、畜産振興事業団の活動を範囲に含む。

列部門	6112-01	小売
行部門	6112-011	小売

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類5 3~5 8「小売業」の活動を範囲とし、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う購買事業分並びに露店商、構内売店、生活協同組合購買会の活動を含み、製造小売のうちの製造活動部分は含めない。

(注意点)

製造小売のうちの製造活動部分は、それぞれの製造業部門に格付けされている。

列部門	6211-01	金融
行部門	6211-011	公的金融(帰属利子)
	6211-012	民間金融(帰属利子)
	6211-013	公的金融(手数料)
	6211-014	民間金融(手数料)

(大蔵省)

金融市場において金融資産及び負債の取引を行う活動であり、具体的には、①預貯金の管理、貸付、融資業務、②各種証券(銀行券を含む)の発行引受業務、③為替、証券、商品取引業務、信託業務、投資業務、④信用保障業務など、その他金融の補助的、付带的業務を行う活動である。

本部門の範囲には、銀行、政府金融機関をはじめいっさいの金融仲介を業とする機関と、証券業及び証券取引に関連する機関並びに金融の補助的、付带的業務を行うすべての機関が含まれ、原則として日本標準産業分類の中分類6 1「銀行・信託業」、6 2「農林水産金融業」、6 3「中小企業・庶民・住宅等特定目的金融業」、6 4「補助的金融業、金融附帯業」、6 5「投資業」及び6 6「証券業、商品取引業」に

該当する。

50年表以降、金融の行部門を公的と民間に分割したのは、SNAの所得支出及び資本調達勘定の制度部門分割に整合させるとともに、産出構造の差異を明瞭にするためである。公的金融機関とは、中央銀行たる日本銀行、郵便貯金、資金運用部、産業投資、都市開発資金融通の4特別会計と日本開発銀行及び日本輸出入銀行の2銀行、国民金融公庫をはじめとする9公庫並びに海外経済協力基金、社会福祉・医療事業団、日本育英会である。これ以外の金融機関はすべて民間金融機関に格付けされる。

生命保険業、損害保険業が行う資金運用活動は本部門に含まれず、「生命保険」(6212-01)、「損害保険」(6212-02)に分類される。また、公益質屋事業は、45年表では政府金融機関となっているが、本来福祉サービスを提供するとみられることから、50年表以降は「公務」に含めている。

列部門	6212-01	生命保険
行部門	6212-011	生命保険

(大蔵省)

生命保険、年金保険など特定の被保険者を前提とし、被保険者の生死によって生ずる経済生活の不安定を除去する保険のサービス及びその補助的、付带的サービスを行う活動とし、原則として日本標準産業分類の小分類6 7 1「生命保険業」及び生命保険のための6 8 1「保険媒介代理業」、6 8 2「保険サービス業」の範囲とする。

また、簡易生命保険及び郵便年金特別会計は本部門に含まれ、居住者である在日外国生命保険会社(支店)も本部門に含まれる。

なお、生命保険会社は純保険サービスの生産と同時に、結合生産物として金融の帰属サービスをも生み出すと考えられ、行部門に帰属利子の行を設けることを検討したが、SNA解釈上設けないことになった。

列部門	6212-02	損害保険
行部門	6212-021	損害保険

(大蔵省)

火災、海上、自動車等の事故その他に起因する保険サービス及びその補助的、付带的サービスを指し、原則として日本標準産業分類の小分類6 7 2「損害保険業」及び損害保険のための6 8 1「保険媒介代理業」、6 8 2「保険サービス業」の範囲とする。

なお、本部門には、政府の保険及び再保険特別会計、住宅金融公庫、中小企業信用保険公庫が含まれるほか、在日外国損害保険会社を含む。



列部門	6411-01	不動産仲介・管理業
行部門	6411-011	不動産仲介・管理業

(経済企画庁)

不動産の売買、貸借又は交換の代理若しくは仲介を行い手数料を受ける活動及び不動産の管理を行う活動とし、日本標準産業分類の小分類692「不動産代理業・仲介業」並びに691「建売業、土地売買業」のうちの不動産取引の代理、仲介を行う活動及び703「不動産管理業」の範囲とする。

〔注意点〕

60年表において、推計範囲に不動産管理業（日本標準産業分類において新設）を含めることとし、それに伴い「不動産仲介業」から「不動産仲介・管理業」に名称変更した。

列部門	6411-02	不動産賃貸料
行部門	6411-021	不動産賃貸料

(経済企画庁)

各産業が投入した不動産賃貸料によって把握される不動産賃貸業部分とし、日本標準産業分類の小分類701「不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」のうち、細分類7012「土地賃貸業」を除く活動の範囲とする。

〔注意点〕

50年表の概念から「各産業が投入した自己所有物（住宅を除く）の維持経費によって把握される仮設部分」をはずした。

55年表、60年表は同じ概念である。

列部門	6421-01	住宅賃貸料
行部門	6421-011	住宅賃貸料

(経済企画庁)

住宅の使用によって生ずるサービスであり、所有形態の如何を問わず、家計の使用するすべての住宅及び併用住宅の住居部分の粗賃貸料に相当するものとする。すなわち、持家及び借家（借間も含む）の個人住宅のほか、給与住宅及び各種の公営住宅も含む。なお、持家及び給与住宅については帰属家賃も含む。

## 12. 運輸、通信・放送

列部門	7111-01	国有鉄道（除国電旅客）
行部門	7111-011	国有鉄道（国電以外の旅客）
	7111-012	国有鉄道（貨物）

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類401「国有鉄道業」から鉄道連絡船、国電区間の旅客輸送及び車両・線路等設備の補修・

改造を除いた範囲とする。

国鉄が行っている業務で、日本標準産業分類で除かれているものについては、原則として除かれる。

その主なもので、鉄道技術研究所は「自然科学研究機関（産業）」に、労働科学研究所は「人文科学研究機関（産業）」に、中央鉄道学園及び鉄道学園は「その他の教育訓練機関（産業）」に、鉄道病院は「医療（産業）」に、乗車券管理センターは「印刷」に、工事局等は「鉄道軌道建設」に、車両改造は「鉄道車両」に、車両修理は「鉄道車両修理」に、発電所は「自家発電」に、自動車輸送部門は「バス」に、鉄道連絡船は「沿海・内水面輸送」にそれぞれが分類し、国電区間の旅客は、本部門から分離し、独立部門とする。

国鉄の車両・駅構内等における広告料及び販売、公衆電話、自動ロッカー等の営業料は、本部門の生産額には含まない。また、無賃輸送も同様とする。

なお、「地方鉄道・軌道」、「バス」等その他の輸送機関における車内及び構内営業料等も同様の扱いとする。

列部門	7112-01	国有鉄道（国電旅客）
行部門	7112-011	国有鉄道（国電旅客）

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類401「国有鉄道業」のうち、国電区間内旅客輸送である。具体的には、国鉄の千葉、東京北、東京南、東京西、大阪及び天王寺鉄道管理局管内の大都市近郊電車区間内の旅客輸送に伴うものである。

列部門	7113-01	地方鉄道・軌道
行部門	7113-011	地方鉄道・軌道（旅客）
	7113-012	地方鉄道・軌道（貨物）

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類402「鉄道業（国有鉄道業を除く）」に属する公・民営の地方鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道及び索道による輸送とする。鉄道業の行う車両修理等兼業部門は、国有鉄道と同様にアクティビティに従ってそれぞれの部門に格付けする。

列部門	7121-01	バス
行部門	7121-011	バス

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類41「道路旅客運送業」のうち、細分類4112「一般乗用旅客自動車運送業」及び小分類414「旅客軽車両運送業」を除いた範囲とする。具体的には、乗合バス業、貸切バス業、特定旅客自動車運送業、無

償旅客自動車運送業である。

なお、国鉄、地方公共団体等が行うバス輸送も本部門に含まれる。

列部門	7121-02	ハイヤー・タクシー
行部門	7121-021	ハイヤー・タクシー

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類4 1 1 2「一般乗用旅客自動車運送業」及び小分類4 1 4「旅客軽車両運送業」の範囲とする。

列部門	7122-01	道路貨物輸送
行部門	7122-011	道路貨物輸送

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類4 2「道路貨物運送業」から小分類4 2 5「通運業」を除いた活動及び小分類4 6 2「貨物運送取扱業」のうち自動車運送取扱業とする。具体的には、一般路線貨物自動車運送業、一般区域貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、無償貨物自動車運送業、貨物軽車両等運送業及び自動車運送取扱業である。

通運業が行う鉄道貨物の集配は、本部門に含まず、「7122-02通運」の範囲とする。

列部門	7122-02	通運
行部門	7122-021	通運

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類4 2 5「通運業」の範囲とする。具体的には、鉄道貨物の集配、積卸及び取次である。

列部門	7131-01 p	自家用旅客自動車輸送
行部門	7131-011 p	自家用旅客自動車輸送

(運輸省)

自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して人の輸送を行う活動とする。

貨物車を使用した旅客輸送も本部門に含める。

家計が使用する自家用自動車(マイカー)の輸送は含まない。

〔注意点〕

50年表及び5 5年表においては、マイカーの輸送も本部門の生産額に含めていたが、マイカー輸送は家計消費であり、生産活動とみるのは無理があるので、除外することとする。

列部門	7132-01 p	自家用貨物自動車輸送
行部門	7132-011 p	自家用貨物自動車輸送

(運輸省)

自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して貨物の輸送を行う活動とする。

列部門	7141-01	外洋輸送
行部門	7141-011	外洋輸送

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類4 3 1「海洋運輸業」及び4 6 2「貨物運送取扱業」のうち海上貨物取扱業(外航船によるもの)とする。具体的には、外国航路運輸業及び外航船貨物取扱業である。

なお、細分類4 3 4 1「船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)」は本部門の範囲とするが、用船料の受払はすべて自部門取引となるので生産額には計上しない。ただし、外国の「海洋運輸業」又は「船舶貸渡業」との間の用船は、国際収支のバランスからこれを計上し、そのうち、輸入(用船料支払)分は、自部門の交点に計上することとする。

以上については、他の輸送機関(「7142-01 沿海・内水面輸送」, 「7122-01 道路貨物輸送」, 「7122-02 通運」, 「7151-01 航空輸送」等)における事業者間の用船(用車、用機)についても同様の扱いとする。

列部門	7142-01	沿海・内水面輸送
行部門	7142-011	沿海・内水面旅客輸送
	7142-012	沿海・内水面貨物輸送

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類4 3 2「沿海運輸業」, 4 3 3「内陸水運業」及び4 6 2「貨物運送取扱業」のうち海上貨物取扱業(内航船によるもの)とする。具体的には、沿海旅客運輸業(旅客定員1 2人以下の船舶によるものを含む), 沿海貨物運輸業, 港湾旅客運輸業, 河川水運業, 湖沼水運業及び内航貨物取扱業である。なお、日本国有鉄道の行う鉄道連絡船及び日本道路公団の行う国道フェリーも本部門の範囲とする。

列部門	7143-01	港湾運送
行部門	7143-011	港湾運送

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類4 6 1「港湾運送業」の範囲とする。具体的には、一般港湾運送業, 船内荷役業, はしけ運送業(はしけ及びいかだのえい航を含む), 沿岸荷役業及びいかだ運送業である。

列部門	7151-01	航空輸送
行部門	7151-011	国際航空輸送
	7151-012	国内航空旅客輸送
	7151-013	国内航空貨物輸送
	7151-014	航空機使用事業

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類44「航空運輸業」及び小分類462「貨物運送取扱業」のうち利用航空運送業とする。具体的には、定期航空運送業、不定期航空運送業、航空機使用業及び利用航空運送業である。なお、利用航空運送業は、国内航空貨物輸送の範囲とする。

列部門	7161-01	倉庫
行部門	7161-011	倉庫

(運輸省)

日本標準産業分類の中分類45「倉庫業」に属する普通倉庫業、冷蔵倉庫業及び水面木材倉庫業とし、協同組合倉庫（農業協同組合倉庫、水産業協同組合倉庫、森林組合倉庫、中小企業等協同組合倉庫等）を含める。

列部門	7171-01	こん包
行部門	7171-011	こん包

(総務庁)

日本標準産業分類の小分類466「こん包業」の活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和55年表まで本部門に含まれていた自家こん包活動については、昭和60年表では各部門におけるこん包（包装）資材の投入として扱い、本部門には含まない。

列部門	7179-01	道路輸送施設提供
行部門	7179-011	道路輸送施設提供

(運輸省)

日本標準産業分類の小分類467「運輸施設提供業」のうち道路輸送に係る部門及び中分類80「駐車場業」とする。具体的には、自動車道業、有料道路、有料橋、有料トンネル、自動車ターミナル業、貨物荷扱固定施設業のうち道路輸送に係るもの及び有料駐車場である。

なお、日本道路公団が行うフェリーボートは「7142-01沿海・内水面輸送」に、レンタカー及びリースカーは「8514-01貸自動車業」に含まれる。

列部門	7179-02	水運付帯サービス（公営）★★
行部門	7179-021	水運付帯サービス（公営）★★

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類4674「棧橋泊きよ業」、細分類4673「貨物荷扱固定施設業」のうちの荷役棧橋設備等港湾関係分及び小分類391「上水道業」のうちの船舶給水業に相当する範囲のうち、地方公共団体の行う活動とする。

列部門	7179-03	水運付帯サービス（産業）
行部門	7179-031	水運付帯サービス（産業）

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類4674「棧橋泊きよ業」、細分類4673「貨物荷扱固定施設業」のうちの荷役棧橋設備等港湾関係分及び小分類391「上水道業」のうちの船舶給水業並びに小分類469「その他の運輸に付帯するサービス業」のうちの検査業、検量業、運輸鑑定業、水先案内業、サルページ業、海難救助業、綱取業、引船業の範囲のうち、法人、会社、個人が行う活動とする。

とん税及び特別とん税については、本部門の生産額に含め、間接税に計上する。運河通行税、灯台税については、本部門の範囲とするが、輸入のみとなる。

〔注意点〕

外貿埠頭公団（57年3月廃止）の港湾管理活動は、55年表まで本部門に含まれていた。

列部門	7179-04	航空付帯サービス（国公営）★★
行部門	7179-041	航空付帯サービス（国公営）★★

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類4675「飛行場業」に相当する範囲のうち、国及び地方公共団体の行う第一種、第二種及び第三種空港の管理活動とする。

新東京国際空港公団の行う管理活動は「航空付帯サービス（産業）」に含める。

列部門	7179-05	航空付帯サービス（産業）
行部門	7179-051	航空付帯サービス（産業）

(運輸省)

日本標準産業分類の細分類4675「飛行場業」及び航空輸送に付帯する事業（機内飲食物売上、運航サービス、旅客の乗降及び貨物の積卸に係る空港内の活動、航空燃料の管理及び給油手数料、その他航空に付帯した役務等）のうち、法人、会社、個人が行う活動とする。

新東京国際空港公団の行う空港の管理活動は、公的企業扱いとして本部門に含める。

なお、空港ターミナルビル等は「不動産賃貸料」、空港外にわたる送迎バスは「バス」、給油（燃料販売）は「商業」、航空機整備は「航空機修理」にそれぞれ格付けされる。

列部門	7179-09	その他の運輸付帯サービス
行部門	7179-099	その他の運輸付帯サービス

(運輸省)

本部門は、運輸業のうち他の部門に属さない産業が含まれる。具体的には、日本標準産業分類の小分類463「運送代理店」、464「旅行業」、465「運輸あっせん業」及び469「その他の運輸に付帯するサービス業」のうち観光協会会等である。

なお、同分類の小分類462「貨物運送取扱業」は、各輸送機関の活動と切り離して推計することが困難であり、かつ、各輸送活動の一部とみなせるので、それぞれの輸送部門と込みで定義することとし、本部門には含めない。

列部門	7311-01	郵便
行部門	7311-011	郵便

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類471「郵便業」の活動で、信書、その他郵便物として差し出された物の送達を行うサービスの範囲である。

列部門	7312-01	国内電気通信
行部門	7312-011	国内電気通信

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類472「電信・電話業（有線放送電話業を除く）」のうち、電報、電話、電信、専用、データ通信等、国内電気通信サービスの範囲である。

なお、官公庁、電力、鉄道、航空、船舶等の自営の電信、電話等は本部門に含まれていない。

列部門	7312-02	国際電気通信
行部門	7312-021	国際電気通信

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類472「電信・電話業（有線放送電話業を除く）」のうち、国際電報、国際電話、国際電信、国際専用、国際データ通信等、国際電気通信サービスの範囲である。

なお、官公庁、電力、鉄道、航空、船舶等の自営の電信、電話等は本部門に含まれていない。

列部門	7319-09	その他の通信サービス
行部門	7319-099	その他の通信サービス

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類473「有線放送電話業」及び474「通信に付帯するサービス業」の提供するサービスの範囲である。

列部門	7321-01	公共放送
行部門	7321-011	公共放送

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類791「公共放送業」の活動で、主として公共の目的のため、非営利的に放送事業（有線設備によるものを除く）を行うサービスの範囲である。

ただし、日本放送協会所属の放送技術研究所及び放送文化調査研究所は本部門に含める。

(注意点)

「放送」部門は、昭和60年表では列部門についても「公共放送」、「民間放送」及び「有線放送」の3部門に分割している。

列部門	7321-02	民間放送
行部門	7321-021	民間放送

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類792「民間放送業」の活動で、主として広告料収入により、放送事業（有線設備によるものを除く）を行うサービスの範囲である。

(注意点)

「放送」部門は、昭和60年表では列部門についても「公共放送」、「民間放送」及び「有線放送」の3部門に分割している。

列部門	7321-03	有線放送
行部門	7321-031	有線放送

(郵政省)

日本標準産業分類の小分類793「有線放送業」の活動で、主として有線の電気通信設備により、放送又は放送の再送信を行うサービスの範囲である。

(注意点)

「放送」部門は、昭和60年表では列部門についても「公共放送」、「民間放送」及び「有線放送」の3部門に分割している。

### 13. 公務

列部門	8111-01	公務（中央）★★
行部門	8111-011	公務（中央）★★

（経済企画庁）

中央政府の一般会計及び特別会計並びに政府関係機関のうち、政府サービス生産者として分類される中央政府関係の政府サービス生産者から「非公務」に格付けされる各部門を除いたもので、おおむね日本標準産業分類の中分類97「国家公務」の範囲とする。

列部門	8112-01	公務（地方）★★
行部門	8112-011	公務（地方）★★

（経済企画庁）

普通地方公共団体及び特別地方公共団体のうち、政府サービス生産者として分類される地方政府関係の政府サービス生産者から「非公務」に格付けされる各部門を除いたもので、おおむね日本標準産業分類の中分類98「地方公務」の範囲とする。

### 14. 教育・研究・医療・保健

列部門	8211-01	学校教育（国公立）★★
行部門	8211-011	学校教育（国公立）★★

（文部省）

学校教育法第1条に定める「小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園」、同法第82条の2に定める「専修学校」及び同法第83条に定める「各種学校」で、日本標準産業分類の小分類911-917のうち、国・地方公共団体が設置する学校の活動範囲とする。

なお、放送大学学園の活動は本部門に含まれる。

学校に附属する図書館は本部門に含まれるが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ医療、学校研究機関に分類される。

列部門	8211-02	学校教育（私立）★
行部門	8211-021	学校教育（私立）★

（文部省）

学校教育法第1条に定める「小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園」、同法第82条の2に定める「専修学校」及び同法第83条に定める「各種学校」で、日本標準産業分類の小分類911～917のうち、私立学校法第3条に規定する学校法人、同

法第64条第4項に規定する法人並びに盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校又は各種学校を設置するその他の法人及び個人が設置する学校の活動範囲とする。

学校に附属する図書館は本部門に含まれるが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ医療、学校研究機関に分類される。

列部門	8211-03	自然科学・学校研究機関（国公立）★★
行部門	8211-031	自然科学・学校研究機関（国公立）★★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、国公立学校に附属して設置される研究機関で自然科学に関する実験、研究を行う活動とする。

列部門	8211-04	人文科学・学校研究機関（国公立）★★
行部門	8211-041	人文科学・学校研究機関（国公立）★★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち、国公立学校に附属して設置される研究機関で人文科学に関する研究を行う活動とする。

列部門	8211-05	自然科学・学校研究機関（私立）★
行部門	8211-051	自然科学・学校研究機関（私立）★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、私立学校に附属して設置される研究機関で自然科学に関する実験、研究を行う活動とする。

列部門	8211-06	人文科学・学校研究機関（私立）★
行部門	8211-061	人文科学・学校研究機関（私立）★

（文部省）

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち、私立学校に附属して設置される研究機関で人文科学に関する研究を行う活動とする。

列部門	8212-01 p	自家教育
行部門	8212-011 p	自家教育

（文部省）

企業が、従業員を対象として、その業務に必要な専門の技能又は一般知識・教養を授けるため、企業内で集团的、組織的に行う教育訓練活動とする。ただし、企業に附属する専門的教育訓練施設は、「その他の教育訓練機関（産業）」に分類される。

列部門	8213-01	社会教育（国公立）★★
行部門	8213-011	社会教育（国公立）★★

（文 部 省）

日本標準産業分類の小分類918「社会教育」の活動のうち、国・地方公共団体が設置する社会教育施設で、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動であり、主として一般公衆に対して行う講座の開設、集会の開催、生活の科学化の指導等とする。

列部門	8213-02	社会教育（非営利）★
行部門	8213-021	社会教育（非営利）★

（文 部 省）

日本標準産業分類の小分類918「社会教育」の活動のうち、民法第34条の法人、その他の法人・団体及び個人が設置する社会教育施設で、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動であり、主として一般公衆に対して行う講座の開設、集会の開催、生活の科学化の指導等とする。

列部門	8213-03	その他の教育訓練機関（国公立）★★
行部門	8213-031	その他の教育訓練機関（国公立）★★

（文 部 省）

日本標準産業分類の細分類9191「職員訓練施設」、9192「職業訓練施設」の活動のうち、国・地方公共団体が設置する職員及び職業訓練施設で、学校教育等に類する教育を行う活動とする。

列部門	8213-04	その他の教育訓練機関（産業）
行部門	8213-041	その他の教育訓練機関（産業）

（文 部 省）

日本標準産業分類の細分類9191「職員訓練施設」、9192「職業訓練施設」の活動のうち、法人・団体及び個人が設置する職員及び職業訓練施設で、学校教育等に類する教育を行う活動とする。

列部門	8221-01	自然科学研究機関（国公立）★★
行部門	8221-011	自然科学研究機関（国公立）★★

（文 部 省）

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、国・地方公共団体の研究機関が行う自然科学に関する実験、研究活動とする。

列部門	8221-02	人文科学研究機関（国公立）★★
行部門	8221-021	人文科学研究機関（国公立）★★

（文 部 省）

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち、国・地方公共団体の研究機関が行う人文科学に関する研究活動とする。

列部門	8221-03	自然科学研究機関（産業）
行部門	8221-031	自然科学研究機関（産業）

（文 部 省）

日本標準産業分類の小分類931「自然科学研究所」の活動のうち、民法第34条の法人、その他の法人・団体及び個人の学術研究機関が行う自然科学に関する実験、研究活動とする。

列部門	8221-04	人文科学研究機関（産業）
行部門	8221-041	人文科学研究機関（産業）

（文 部 省）

日本標準産業分類の小分類932「人文科学研究所」の活動のうち、民法第34条の法人、その他の法人・団体及び個人の学術研究機関が行う人文科学に関する研究活動とする。

列部門	8222-01p	自家研究
行部門	8222-011p	自家研究

（文 部 省）

企業が、製品の開発、改良等を図るために行う社内研究活動とする。

列部門	8311-01	医療（国公立）★★
行部門	8311-011	医療（国公立）★★

（厚 生 省）

日本標準産業分類の中分類87「医療業」に相当する範囲のうち、国、地方公共団体、社会保険事業団体（国公立）及び労働福祉事業団による活動（政府の現業部門の従業者のための医療業を除く）とする。

〔注意点〕

50年表では、「社会保険事業」が1部門であったが、55年表では「国公立」及び「非営利」に分けたことに伴い、「国公立」分のみ範囲とする。

列部門	8311-02	医療（非営利）★
行部門	8311-021	医療（非営利）★

（厚 生 省）

日本標準産業分類の中分類87「医療業」に相当する範囲

のうち、日本赤十字社、社会保険事業団体（非営利）、社会福祉法人等民間非営利団体による活動とする。

〔注意点〕

55年表では、「社会保険事業」部門を「国公立」及び「非営利」に分けたことに伴い、「社会保険事業団体」の「非営利」を含める。

列部門	8311-03	医療（産業）
行部門	8311-031	医療（産業）

（厚生省）

日本標準産業分類の中分類87「医療業」に相当する範囲のうち、政府の現業部門の従業者のための医療業並びに公社、医療法人、会社及び個人による活動とする。

列部門	8311-04	保健衛生（国公立）★★
行部門	8311-041	保健衛生（国公立）★★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類881「保健所」、882「健康相談施設」、883「検疫所（動物検疫、植物防疫を除く）」及び889「その他の保健衛生」に相当する範囲のうち、国及び地方公共団体による活動とする。

〔注意点〕

日本標準産業分類の細分類8899「他に分類されない保健衛生」については60年表より含む。55年表では「廃棄物処理」部門に含まれていた。

列部門	8311-05	保健衛生（非営利）★
行部門	8311-051	保健衛生（非営利）★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類882「健康相談施設」及び889「その他の保健衛生」に相当する範囲のうち、対家計民間非営利団体による活動とする。

〔注意点〕

日本標準産業分類の細分類8899「他に分類されない保健衛生」については60年表より含む。55年表では「廃棄物処理」部門に含まれていた。

列部門	8311-06	保健衛生（産業）
行部門	8311-061	保健衛生（産業）

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類882「健康相談施設」及び889「その他の保健衛生」に相当する範囲のうち、非営利団体でない民間事業所による活動とする。

〔注意点〕

日本標準産業分類の細分類8899「他に分類されない保健衛生」については60年表より含む。55年表では「廃棄物処理」部門に含まれていた。

列部門	8312-01	社会保険事業（国公立）★★
列部門	8312-011	社会保険事業（国公立）★★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類921「社会保険事業団体」の行う社会保険事務並びに社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保健施設等の福祉事業活動（国及び地方公共団体の行うものに限る）とする。ただし、医療事業は除く。

〔注意点〕

50年表では「社会保険事業」の1部門であったが、55年表からは「国公立」と「非営利」の2部門とする。

列部門	8312-02	社会保険事業（非営利）★
行部門	8312-021	社会保険事業（非営利）★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類921「社会保険事業団体」の行う社会保険事務並びに社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保健施設等の福祉事業活動（国及び地方公共団体の行うものを除く）とする。ただし、医療事業は除く。

〔注意点〕

50年表では「社会保険事業」の1部門であったが、55年表からは「国公立」と「非営利」の2部門とする。

列部門	8312-03	社会福祉（国公立）★★
行部門	8312-031	社会福祉（国公立）★★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類923「児童福祉事業」、924「老人福祉事業」、925「精神薄弱・身体障害者福祉事業」、926「更生保護事業」及び929「その他の社会保険、社会福祉」に相当する範囲のうち、国、地方公共団体、社会保険事業団体（国公立）、労働福祉事業団及び簡易保険郵便年金福祉事業団による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動とする。

〔注意点〕

60年表では「社会福祉地域サービス活動」を範囲に含め、部門名を「社会福祉施設」から「社会福祉」に変更した。

列部門	8312-04	社会福祉（非営利）★
行部門	8312-041	社会福祉（非営利）★

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類923「児童福祉事業」、924「老人福祉事業」、925「精神薄弱・身体障害者福祉事業」、926「更生保護事業」及び929「その他の社会保険、社会福祉」に相当する範囲のうち、鉄道弘済会、その他民営の社会福祉施設サービス活動と社会福祉協議会、肢体不自由児協会、身体障害者協議会、共同募金、善意銀行、医薬品副作用被害救済基金など非営利の民営による社会福祉地域サービス活動とする。

〔注意点〕

60年表では「社会福祉地域サービス活動」を範囲に含め、部門名を「社会福祉施設」から「社会福祉」に変更した。

列部門	8411-01	対企業民間非営利団体
行部門	8411-011	対企業民間非営利団体

（経済企画庁）

企業に対して他の方法では効率的に提供しえないサービスを提供する民間非営利団体とし、日本標準産業分類の中分類8.3「協同組合（他に分類されないもの）」及び小分類9.4.1「経済団体」の範囲とする。

列部門	8411-02	対家計民間非営利団体（除別掲）★
列部門	8411-021	対家計民間非営利団体（除別掲）★

（経済企画庁）

家計に対して他の方法では効率的に提供しえないサービスを提供する民間非営利団体とし、日本標準産業分類の中分類9.0「宗教」、小分類9.4.2「労働団体」、9.4.3「学術・文化団体」、9.4.4「政治団体」、9.4.9「他に分類されない非営利的団体」及び9.5.1「集会場」の範囲とする。

## 15. サービス業、事務用品

列部門	8511-01	広告
行部門	8511-011	広告

（経済企画庁）

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、チラシ等の各種の媒体を用いて行う広告サービスとし、原則として、日本標準産業分類の小分類8.4.4「広告業」の範囲とするが、広告媒体を提供する他の産業部門（民間放送、新聞、雑誌等）の広告活動及び外国の産業が日本国内の媒体によって行った宣伝広告並びに各産業部門の自社広告活動も含む。

列部門	8512-01	情報サービス
行部門	8512-011	情報サービス

（経済企画庁）

- ① 電子計算機のプログラムに関するソフトウェア開発などのサービス。
- ② 電子計算機等を用いて行うデータ処理・計算サービス及びパンチサービス。
- ③ 各種のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供するサービス。
- ④ 市場調査、世論調査などの調査サービス。ただし、広告活動に付随して行われるものは「広告」に、人文科学研究機関の活動に付随して行われるものは「人文科学研究機関」に分類される。

原則として、日本標準産業分類の小分類8.4.1「情報サービス業」の範囲とする。

〔注意点〕

60年表において、「調査・データ処理・計算サービス」を日本標準産業分類に合わせて「情報サービス」と名称変更した。

列部門	8512-02	ニュース供給・興信所
行部門	8512-021	ニュース供給・興信所

（経済企画庁）

①企業及び個人の信用に関する情報を提供するサービス及び、②新聞、定期刊行物、放送などの報道媒体ニュースを提供し又はニュース報告に関するサービスを供給する事業所の活動とし、日本標準産業分類の小分類8.4.2「ニュース供給業」及び8.4.3「興信所」の範囲とする。

〔注意点〕

60年表において、「情報提供サービス」を日本標準産業分類に合わせて「ニュース供給・興信所」と名称変更した。

列部門	8513-01	電子計算機・同関連機器賃貸業
行部門	8513-011	電子計算機・同関連機器賃貸業

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類7.2.3.2「電子計算機・同関連機器賃貸業」に分類された活動を範囲とする。

〔注意点〕

部門の名称を「電子計算機・同付属装置賃貸業」から「電子計算機・同関連機器賃貸業」に変更。また、電子計算機・同関連機器の製造業者が行う賃貸サービスも含む。

列部門	8513-02	事務用機械器具（除電算機等）賃貸業
行部門	8513-021	事務用機械器具（除電算機等）賃貸業

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類7.2.3.1「事務用機械器具賃貸業」



業（電子計算機を除く）」に分類された活動を範囲とする。

〔注意点〕

部門の名称を「業務用物品（除電算機等）賃貸業」から「事務用機械器具（除電算機等）賃貸業」に変更。

列部門	8514-01	貸自動車業
行部門	8514-011	貸自動車業

（運輸省）

日本標準産業分類の小分類724「自動車賃貸業」の範囲とする。具体的には、レンタカー業、自動車リース業、ドライブクラブ等である。

列部門	8519-01	建物サービス
行部門	8519-011	建物サービス

（経済企画庁）

建物の清掃、保守、機器の運転並びにその他の維持管理サービスを行う活動とし、日本標準産業分類の小分類854「建物サービス業」の範囲とする。

列部門	8519-02	法務・財務・会計サービス
行部門	8519-021	法務・財務・会計サービス

（経済企画庁）

①弁護士、弁理士、公証人、司法書士などの法務に関する専門的サービス、②公認会計士、税理士などの会計、会計監査、税務に関する専門的サービスとし、日本標準産業分類の小分類861「法律事務所、特許事務所」862「公証人役場、司法書士事務所」及び863「公認会計士事務所、税理士事務所」の範囲とする。

列部門	8519-03	土木建築サービス
行部門	8519-031	土木建築サービス

（建設省）

設計監督、建築設計、測量などの土木建築に関する民間の専門的サービスとし、日本標準産業分類の小分類865「土木建築サービス業」の範囲とする。

列部門	8519-09	その他の対事業所サービス
行部門	8519-099	その他の対事業所サービス

（経済企画庁）

他に分類されないで、主として事業所を対象としてサービスを提供する事業所の活動とし、原則として、日本標準産業分類の小分類851「速記・筆耕・複写業」、852「商品検査業」、853「計量証明業」、855「民営職業紹介業」、856「警備業」、859「他に分類されない事業

サービス業」、866「デザイン業」及び869「その他の専門サービス業」の範囲とする。

〔注意点〕

60年表において、日本標準産業分類の改正等に伴い、例示を見直した。

列部門	8611-01	映画制作・配給業
行部門	8611-011	映画制作・配給業

（経済企画庁）

映画撮影、映画制作（テレビ番組制作及びコマーシャルフィルムの制作を含む。）及び映画の配給サービス並びに映画出演者の口入れ、映画フィルムの現像、タイトル書きなどの映画サービスとし、原則として、日本標準産業分類の小分類771「映画制作・配給業」及び773「映画サービス業」の範囲とする。

〔注意点〕

日本標準産業分類の細分類7291「映画・演劇用品賃貸業」は「(8619-09)その他の対個人サービス」に含まれる。

列部門	8611-02	映画館
行部門	8611-021	映画館

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類772「映画館」に相当する範囲とする。

列部門	8611-03	劇場・興行場
行部門	8611-031	劇場・興行場

（厚生省）

日本標準産業分類の小分類781「劇場、興行場（別掲を除く）」に相当する範囲とする。

列部門	8611-04	遊戯場
行部門	8611-041	遊戯場

（経済企画庁）

ダンスホール、ビリヤード場、パチンコホール、囲碁・将棋所などの、一般大衆に娯楽を提供する事業所の活動とし、日本標準産業分類の小分類787「遊戯場」の範囲とする。

列部門	8611-05	その他の娯楽施設
行部門	8611-051	その他の娯楽施設

（経済企画庁）

遊園地、競輪、競馬等の競走場、競技団などの娯楽施設の提供、経営を行う活動とし、原則として、日本標準産業分類の小分類783「競輪・競馬等の競走場」、784「競輪・

競馬等の競技団」，785「運動競技場」及び786「公園，遊園地」の範囲とする。

列部門	8611-06	興行団
行部門	8611-061	興行団

(経済企画庁)

契約により出演又は自ら公演し，演劇，演芸，音楽，見世物，興行的スポーツなどの娯楽を提供する活動とし，日本標準産業分類の小分類782「興行団」の範囲とする。

列部門	8611-07	その他の娯楽
行部門	8611-071	その他の娯楽

(経済企画庁)

芸妓，置屋，娯楽用品の賃貸など他に分類されない娯楽に付帯するサービスを行う活動及び文芸作品，芸術作品の創作などを行う活動とし，日本標準産業分類の小分類789「その他の娯楽業」，725「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び867「著述家・芸術家業」の範囲とする。なお，本部門には，「宝くじ」を含む。

列部門	8612-01	一般飲食店（除喫茶店）
行部門	8612-011	一般飲食店（除喫茶店）

(厚生省)

日本標準産業分類の中分類59「一般飲食店」のうち小分類591「食堂，レストラン」，592「そば・うどん店」，593「すし店」及び599「その他の一般飲食店」に相当する範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「8501-09その他の飲食店」を分割した。

列部門	8612-02	喫茶店
行部門	8612-021	喫茶店

(厚生省)

日本標準産業分類の中分類59「一般飲食店」のうち小分類594「喫茶店」に相当する範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「8501-09その他の飲食店」を分割した。

列部門	8612-03	遊興飲食店
行部門	8612-031	遊興飲食店

(厚生省)

日本標準産業分類の中分類60「その他の飲食店」に相当する範囲とする。

〔注意点〕

55年表の「8501-01遊興飲食店」と「8501-09その他の飲食店」の一部（酒場，ピヤホール）を統合した。

列部門	8613-01	旅館・その他の宿泊所
行部門	8613-011	旅館・その他の宿泊所

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類731「旅館」，732「簡易宿所」及び733「下宿業」に相当する範囲とする。

列部門	8619-01	洗濯・洗張・染物業
行部門	8619-011	洗濯・洗張・染物業

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類751「洗濯業」及び752「洗張・染物業」に相当する範囲とする。

列部門	8619-02	理容業
行部門	8619-021	理容業

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類753「理容業」に相当する範囲とする。

列部門	8619-03	美容業
行部門	8619-031	美容業

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類754「美容業」に相当する範囲とする。

列部門	8619-04	浴場業
行部門	8619-041	浴場業

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類755「公衆浴場業」及び小分類756「特殊浴場業」に相当する範囲とする。

列部門	8619-05	写真業
行部門	8619-051	写真業

(経済企画庁)

主として肖像写真，広告，出版，その他の業務用写真，フィルム現像及びフィルム複写を行う事業所の活動とし，日本標準産業分類の小分類761「写真業」の範囲とする。

なお，広告，ニュース供給等他産業部門の活動に付随して行われる写真活動をも含む。

列部門	8619-06	葬儀業
行部門	8619-061	葬儀業

(経済企画庁)

主として死体埋葬準備、葬儀執行準備及び墓地の管理を行う事業所の活動とし、日本標準産業分類の小分類764「葬儀・火葬業」の範囲とする。

列部門	8619-07	各種修理業(除別掲)
行部門	8619-071	各種修理業(除別掲)

(経済企画庁)

主として最終需要向けのもので、家具修理、時計修理、自転車修理、履物修理などの修理活動並びにかじ業、表具業等の活動とし、日本標準産業分類の小分類822「家具修理業」、823「かじ業」、824「表具業」及び829「他に分類されない修理業」の範囲とする。

〔注意点〕

現在の業態では、時計小売業が時計修理業を兼ねているのがほとんどで、時計修理だけの独立した事業所は非常に少ないと思われるので、55年表では50年表の「時計修理」(3930-90)を本部門に統合した。なお、55年表と60年表は同一の概念である。

列部門	8619-09	その他の対個人サービス
行部門	8619-099	その他の対個人サービス

(経済企画庁)

他に分類されないその他の対個人サービスを提供する事業所の活動とし、日本標準産業分類の小分類019「園芸サービス業」、729「その他の物品賃貸業」、中分類74「家事サービス業」、小分類762「衣服裁縫修理業」、763「物品預り業」、769「他に分類されない個人サービス業」及び868「個人教授所」の範囲とする。

列部門	8900-00P	事務用品
行部門	8900-000P	事務用品

(通商産業省)

各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するものであり、その範囲は日本標準産業分類の中分類93「文具・紙製品・事務用品及び絵画用品」に含まれる品目とする(ただし、部分品を除く)。

なお、電子式卓上計算機(2000ビット以上でプログラム式は除く)、印刷用紙D及び感光紙は、商品分類93には含まれていないが、「事務用品」としてはこれを含むこととする。

## 第2節 最終需要部門

列部門	9110-00	家計外消費支出(列)
-----	---------	------------

(経済企画庁)

粗付加価値部門の9110-010-030に説明されているので、参照すること。

列部門	9121-00	家計消費支出
-----	---------	--------

(経済企画庁)

家計の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額(中古品と屑)を控除し、海外から受取った現物贈与の純額を加算し、さらに本邦人海外消費を加算したものである。ここでいう経常支出は、土地、建物・構築物以外のものに対するすべての支出を指し、使用せずに残ったものを含めた財の購入額のすべてを消費支出として計上する。

海外現物贈与と海外消費支出の取扱いについては、個人が外国から贈与されたり、あるいは居住者が外国で消費した財及びサービスは、輸入欄にいったん計上し、その需要先である家計消費支出欄に計上する。

中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や一般政府などの他部門との間の取引である場合とに分けられる。前者の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引に伴う商業マージンと運賃のみが計上されるが、後者の場合には、家計からの販売額はマイナスの家計消費支出となり、逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が家計消費支出となり、販売した部門では販売額をマイナスの支出として計上することとしている。

病院や学校に対して家計が支払を行った場合のような、政府サービス生産者あるいは対家計民間非営利サービス生産者からの家計の財貨及びサービスの購入も家計消費支出とする。

飲食店、旅館、娯楽業、病院等で飲食物が提供される場合、このための飲食材料費は直接には家計消費せず、すべて産業の経費に計上し、産業の産出を通じた家計消費支出にするものとする。ただし、企業、自衛隊及び学校における給食は家計の直接消費として扱う。この場合、学校の給食用政府補助費は教育の経費に含めない。

なお、刑務所の飲食材料は政府消費とし、家計消費には含めない。この場合、この飲食材料費はいったん家計外消費支出に計上し、家計外消費支出を公務に産出し、公務を通じて政府消費支出に計上する。

家計消費支出については、SNAの消費支出勘定は、居住者概念とされているから、「居住者家計の国内市場並びに海外

での消費」である国民概念とする。

しかし、本部門からの居住者家計の海外消費を差引、非居住者家計の国内市場消費を加えることにより、「国内市場における居住者家計並びに非居住者家計の消費」である国内概念に転換可能とすることにより、産業連関表全体の国内概念の原則を保持する必要がある。

このため、居住者家計の海外消費は、その需要先である本部門に含めて計上したうえ、「(控除)直接購入(輸入)」とし、非居住者家計の国内市場消費は、「直接購入(輸出)」として、それぞれ別掲する。

列部門	9122-00	対家計民間非営利団体消費支出
-----	---------	----------------

(経済企画庁)

対家計民間非営利サービス生産者の生産額(生産活動に要する経常的コストに等しい。)から他の部門に対するサービスの販売額を差し引いたもの、つまり、対家計民間非営利団体の自己消費額に等しい。

したがって、対家計民間非営利サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

列部門	9130-10	中央政府消費支出
-----	---------	----------

(経済企画庁)

中央政府に分類される政府サービス生産者の生産額(生産活動に要する経常的コストに等しい。)から他の部門に対するサービスの販売額(例えば、国立病院の医療収入、国立学校の授業料)を差し引いたもの、つまり、中央政府の自己消費額に等しい。

したがって、中央政府に分類される政府サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

列部門	9130-20	地方政府消費支出
-----	---------	----------

(経済企画庁)

地方政府に分類される政府サービス生産者の生産額(生産活動に要する経常的コストに等しい。)から他の部門に対するサービスの販売額(例えば、公立病院の医療収入、公立学校の授業料)を差し引いたもの、つまり、地方政府の自己消費額に等しい。

したがって、地方政府に分類される政府サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

列部門	9141-00	国内総固定資本形成(公的)
-----	---------	---------------

(経済企画庁)

一般政府及び公的企業による国内における土地、建設物、機械、装置など有形固定資産の購入及び固定資産の振替から

なり、この資産の取得に要した直接費用据付工事、中古資産の取引マージン等直接費用を含める。特許権、のれん代などの無形固定資産は含まない。土地は、購入費全額を計上するのではなく、土地の仲介手数料、土地の造成・改良費のみが計上される。

固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のものとする。ただし、1品目では10万円に達しない場合でも、開業当初や業務拡張のために資産として一括購入した場合は、固定資本形成として計上し、その後補充的に購入した場合は経常取引とする。これらについて、具体的にどの品目を資本形成として扱うかは、過去の表及びSNAとの関連を考慮しつつ個々に決定する。

鉄道・軌道業の線路、送配電設備、信号設備や通信業のケーブル設備及び電力業の送配電設備等の取替工事は資本形成とし、その他の産業の取替工事は建設補修として計上、資本形成としない。

資産の耐用年数を延長する場合と、偶発損に対応する大修理、大補修は原則として資本形成として計上する。

長期生産物の仕掛品については、船舶と重電機の場合は在庫に計上し、建設物は工事進捗量を生産額としており、そのすべてを資本形成とする。

家畜のうち役畜用(牛馬の成畜のみ)、繁殖用、種付用、乳用、競走用、羊毛用その他資本用役を提供する家畜については、成長増加による固定資産振替額を資本形成とする。また、果樹等についても同様に成長分を資本形成とする。

建設、船舶の建造(以下「建設等」という。)に付帯して設備される財を直接に資本形成とするか、建設等を迂回して資本形成とするかについては、その財に対する支払を建設等の業者が行い、その生産額にコストとして含まれているものは建設等を迂回した資本形成とする。支払形態が明らかでない場合は、単独でもその機能を発揮できる財は直接資本形成とし、その財が建設物等と結合しない限り機能を発揮できないものは建設等迂回の資本形成とする。

ただし、主として軍事目的のために使用される建設物やその他の耐久財の取得に要する支出は総固定資本形成に含めず、政府サービス生産者の中間消費とする。

列部門	9142-00	国内総固定資本形成(民間)
-----	---------	---------------

(経済企画庁)

家計、民間企業、対家計民間非営利団体及び対企業民間非営利団体が行うものである。以下、国内総固定資本形成(公的)に同じ。ただし、家計については土地の仲介手数料、土地の造成・改良費及び建物・構築物のみとする。

列部門	9150-10	生産者製品在庫純増
-----	---------	-----------

(経済企画庁)

財貨を生産する産業における販売または出荷待ちの商品(なお、事業所が購入したままの形態で販売する品目を含み、建設物は除外する。)と定義される生産者製品在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

なお、と殺するために飼育された家畜(つまり総固定資本形成として指定された以外の家畜)、鶏及びその他の鳥は生産者製品在庫とする。

列部門	9150-20	半製品・仕掛品在庫純増
-----	---------	-------------

(経済企画庁)

財貨を生産する産業によって一部加工され、製造され、組み立てられた財貨であって、通常さらに加工されることには他の事業所に対して販売し、出荷し、引き渡されることのないもの(ただし、建設仕掛工事は除外する。)と定義される仕掛品の物量的増減を年間平均の想定市中価格で評価したもの。

列部門	9150-30	流通在庫純増
-----	---------	--------

(経済企画庁)

卸・小売業に分類される事業所によって取得された財貨であって、販売のためのものの物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

列部門	9150-40	原材料在庫純増
-----	---------	---------

(経済企画庁)

産業、対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者によって保有される原材料等の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。原材料等とは以下のいずれかのものとする。

- (1) 商品を採取し、加工し、製造し、組み立て、修理する等のため、又は建設工事のために取得するすべての原材料、物資、部品及び貯蔵品
- (2) 消費するために購入した石炭、石油その他の燃料
- (3) 農業生産者の肥料、農薬、種子、飼料及びこれらに類する財貨
- (4) 購入した非耐久性コンテナ、こん包工場での包装物、事務用品及びその他の貯蔵品
- (5) その他

(注意点)

- (1) 政府サービス生産者の生産額は、その活動に要した経費の積み上げによることとしているが、中間投入費用については、経常勘定における新たな財貨・サービスの購

入から同種の中古財及び屑の純販売を引いたものをすべて中間消費として計上し、生産額を推計している。また、その産出先は、他の部門に対する販売額(例えば、国立学校の授業料等)を差し引いた全額を、中央または地方の政府消費支出に産出している。したがって、産業との対比で政府サービス生産者の原材料在庫にあたるとみられる計数は、実際には中央政府消費支出及び地方政府消費支出に計上されており、原材料在庫純増には含まれていない。

- (2) 対家計民間非営利サービス生産者についても、政府サービス生産者と同様の扱いをしている。

列部門	9150-50	所在不明在庫純増
-----	---------	----------

(経済企画庁)

産業の保有する在庫のうち、生産者製品在庫、半製品・仕掛品在庫、流通在庫、原材料在庫に分類されない在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

列部門	9211-10	普通貿易(輸出)
列部門	9411-10	(控除)普通貿易(輸入)

(総務庁)

「居住者与非居住者間における財の取引」と規定し、大蔵省が作成する普通貿易統計に計上される財の範囲とする。

ただし、特殊貿易(輸出入)を国際収支表の貿易外収支に対応させているので、普通貿易においても、普通貿易統計を貿易収支の範囲に概念調整しなければならないが、統計上の制約により、映画用フィルム(貿易外収支のフィルム賃貸料に含まれる。)及び総トン数500トン以上の船舶の再輸出入のみ控除する措置をとる。

また、小額貨物(1件当たり輸出入とも20万円以下)は資料上把握できない。

なお、普通貿易統計の輸出額はFOB価格(船積価格)で評価されたものであるから、生産者価格評価表では国内流通マージンはFOB価格で、また輸入額は両表ともCIF価格で評価する。

列部門	9211-20	特殊貿易(輸出)
列部門	9411-20	(控除)特殊貿易(輸入)

(総務庁)

「居住者与非居住者間における非要素サービス及び普通貿易に計上されない財貨の取引」と規定し、日本銀行が作成する国際収支表のうち居住者与非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録する貿易外収支から直接購入と要素サービスを除いたものにほぼ一致する。

ただし、貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸（保険）業者の受け取った貨物運賃（ネット保険料）収入を、対象となる貨物の輸出入別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出に計上する。

	国際収支表				産業連関表	
	貨物運賃		貨物保険		運賃・保険	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
本邦運輸（保険）業者の活動						
輸出に係るもの						
輸出者（居住者）の支払	○		○		○	
輸入者（非居住者）の支払	○		○		○	
輸入に係るもの						
輸出者（非居住者）の支払			○	○	○	○
輸入者（居住者）の支払			○	○	○	○
三国間輸送	○		○		○	
外国運輸（保険）業者の活動						
輸出に係るもの						
輸出者（居住者）の支払						
輸入者（非居住者）の支払						
輸入に係るもの						
輸出者（非居住者）の支払		○		○		
輸入者（居住者）の支払		○		○		

列部門	9212-00	直接購入（輸出）
列部門	9412-00	（控除）直接購入（輸入）

（経済企画庁）

「居住者家計による海外及び非居住者家計による国内市場の財貨と非要素サービスの直接取引」と規定する。

家計消費支出を除いた最終需要では、国内概念と国民概念とは一致している。家計消費支出は、両概念では一致しない。他方国内概念にも転換されるべきこととしている。

いわば、国民家計消費支出から、国内家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要は、国内総支出となり産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。本部門はこの役割を果たす重要な部門である。

- (1) 観光旅行者
- (2) 親戚、知人訪問等旅行者
- (3) 外交団等消費
- (4) 隊員個人消費（輸出のみ）

【注意点】

隊員個人消費とは、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費である。

列部門	9420-00	（控除）関税
-----	---------	--------

（総務庁）

輸入品は、貿易政策上の配慮によって関税定率表に基づいて関税がかけられる。これは安い輸入品と高い国産品の価格の差を縮小させる働きをもっている。輸入品を国産品の価格と同一水準で評価し、取引価格を明らかにするため「輸入」欄と並列して「関税」欄を設けて記録している。

なお、関税還付金は関税総額に計上し、還付を受けた部門の経常補助金として扱っている。

また、再輸入の船舶については、普通貿易で輸出の取り消しとして扱ったため関税についても同様関税がかからなかったものとして扱っている。

映画フィルムについても、フィルム賃貸料は非要素サービスとして特殊貿易に計上されているので、普通貿易からは控除することになり関税も同様にかからなかったものとして扱う。

列部門	9430-00	（控除）輸入品商品税
-----	---------	------------

（総務庁）

輸入品は、税関通過の際に関税のほか、国産品の場合と同様に輸入品について国内消費税として物品税、酒税、たばこ消費税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油税及びビランプ類税（以下、単に「輸入品商品税」と呼ぶ）が課税される。

輸入品を国産品の生産者価格と同一水準で評価し、取引関係を明らかにするために、間接税としての関税とならんで列部門として輸入品商品税欄を設けた。

国産品の物品税のうち第1種物品税は小売段階で、第2種物品税は製造業者の出荷段階で課税されるため、表上では第1種物品税は列部門の小売業の間接税、第2種物品税は各製造業の間接税として計上するが、輸入品については、小売段階で課税される第1種物品税は国産品の扱いと同様小売業（列部門）の間接税として扱うが、第2種物品税は輸入品商品税欄で一括扱うこととする。

### 第3節 粗付加価値部門

行部門	9110-010	宿泊・日当
	9110-020	交際費
	9110-030	福利厚生費

（経済企画庁）

- (1) 家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出

に類似する支出であり、その範囲は福利厚生費（雇用者所得に含まれるもの及び内生部門に計上されるものを除く）、交際費、接待費及び出張費から実際に支払った運賃を除いた分（主とさて、宿泊費と日当）である。

- ① 宿泊・日当……役員又は従業員が事業の管理、販売等のための出張、赴任等のための旅行に要した費用のうちの日当、宿泊料部分並びに赴任等のための支度金、赴任手当、看護手当等である。
- ② 交際費……得意先、仕入先、その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出する費用で、従業員の慰安のための費用は含まれない。

ただし、例外として、役員又は部課長等の忘年会及び新年会の費用、経理課員等の慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費に含まれる。

- ③ 福利厚生費……雇用者所得として処理されているもの以外の福利厚生費で、福利施設負担額（食堂給食施設を除く福利厚生のための施設にかかる費用）、保険衛生医療費（従業員の診療などのために要する費用で、その施設運営に要するいっさいの財貨・サービス費用及び要素費用）、娯楽・スポーツ費（従業員及び家族のレクリエーション及びこれら施設に関するすべての費用）並びに宿泊所及び保養所などの費用（上記のそれぞれの費用から分離して、一括計上される場合の維持管理費、修繕費、減価償却費、賃借料など）から成っている。

(2) 列部門の家計外消費支出計と、行部門の「宿泊・日当」「交際費」「福利厚生費」の合計は一致する。最終需要欄では全産業での消費額が財別に計上されているのに対し、粗付加価値欄ではその支出額が産業別に計上される。

行部門	◎ 9311-000	賃金・俸給
	○9311-010	常用労働者賃金
	○9311-020	臨時・日雇労働者賃金
	○9311-030	役員俸給
	◎○9312-000	社会保険料（雇用主負担）
	◎ 9313-000	その他の給与及び手当
	○9313-010	退職年金及び退職一時金
	○9313-020	現物給与
	○9313-030	給与住宅差額家賃
	○9313-040	社会保険に関する上積給付金
	○9313-050	財産形成に関する費用

○印は作業部門 ◎印は公表部門

(労働省)

(1) 雇用者所得の範囲

雇用者所得とは、国内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物のいっさいの所得である。ここでいう所得は、雇主の支払いベースであり、雇用者の受取りベースではない。また所得の発生をその対応期間について正しく把握するために、賃金・俸給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとする。更に雇用者所得も国内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず国内で発生した雇用者の所得をもって雇用者所得としている。雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得を意味し、自営業主の所得は営業余剰に含めている。

(2) 雇用者所得の項目

雇用者所得には、雇用者の労働の対価として考えられるものを入れるという立場をとり、更にSNAを考慮して最終的には、以下の項目より雇用者所得は構成されるものとする。

- ① 賃金・俸給（役員俸給、議員歳費を除く）

税金・社会保険料雇用者負担分などを控除する前の雇主の支払額である。また、この中には、労働協約で支払が義務づけられている慶弔費や、更には雇主が一括して再配分するチップが含まれている。慶弔費は労働協約に支払が明記されている場合、雇用者所得に含めている。慶弔費と考えられるものは以下の項目である。

- i) 結婚祝金 ii) 出産祝金 iii) 入学祝金 iv) 死亡弔慰金 v) 傷病見舞金 vi) 災害見舞金

チップについては、ア) 客が直接雇用者に手渡すものイ) 客からのチップが雇主を通じて雇用者に再配分されるものの二つが考えられる。本来、雇用者所得に含めるべきチップは客から規定料金の他に雇用者に手渡される現金で、かつそれが雇用者にとって恒常的な収入源になるものをいい、(従ってア)もイ)もそれに該当すると思われるが、50年表以降はイ)のみを雇用者所得に含め、ア)については客から雇用者への移転とみている。

- ② 役員俸給

企業のコストとして役員に支払った額であり、利益金を処分して支払った役員賞与は含めない。

- ③ 議員歳費

国会議員、地方議員の俸給のことである。

- ④ 退職年金及び退職一時金

退職年金とは適格退職年金制度等に対する雇主が拠出した積立額である。従って、この雇主の積立額と現実に退職したものが受取る退職金とは相違する。

退職一時金とは、退職金共済契約等による積立制度へ

の雇主の積立額と、積立制度以外で雇主が実際に支払った退職金をいう。

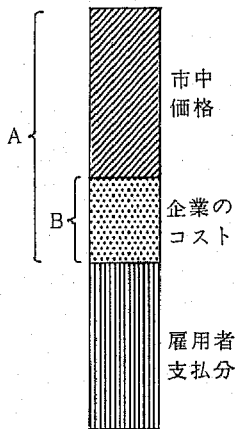
⑤ 現物給与

現物給与とは、現物支給の食事、通勤定期券及び自社製品を支給した場合の雇主のコストが計上される。

⑥ 給与住宅差額家賃

雇用者が市場よりも安い価格で給与住宅に入居している場合、市中価格から雇用者の支払分を控除した額（左図Aに相当する部分を現物給与と考える。）。45年表では、企業のコストから雇用者支払分を控除した額が雇用者所得に計上されていた（左図のBに相当する部分）。

50年以降の表で扱いを45年表と異にした理由は、SNAの考えに沿うものである。実際、これによって給与住宅に入居する雇用者は市中価格から雇用者支払分を除いたAに相当する額だけ便益を受けていると考えられ、また、45年表ではA-Bの分を住宅賃貸料部門の営業余剰とみなすという擬制がなされており、このやり方は合理性を欠いていることなどにもよる。



50年以降の表で扱いを45年表と異にした理由は、SNAの考えに沿うものである。実際、これによって給与住宅に入居する雇用者は市中価格から雇用者支払分を除いたAに相当する額だけ便益を受けていると考えられ、また、45年表ではA-Bの分を住宅賃貸料部門の営業余剰とみなすという擬制がなされており、このやり方は合理性を欠いていることなどにもよる。

⑦ 社会保険料（雇用主負担）

これは以下に関する雇主負担である。

- 1) 政府管掌健康保険
- 2) 日雇労働者健康保険
- 3) 厚生年金保険
- 4) 労働者災害補償保険
- 5) 雇用保険
- 6) 船員保険
- 7) 国家公務員等共済組合・同連合会
- 8) 地方公務員共済組合・同連合会
- 9) 地方議会議員共済会
- 10) 私立学校教職員共済組合
- 11) 農林漁業団体職員共済組合
- 12) 組合管掌健康保険（民間）
- 13) 組合管掌健康保険（地方公共団体）
- 14) 児童手当（民間分）
- 15) 児童手当（公務員等分）
- 16) 石炭鉱業年金基金
- 17) 厚生年金基金
- 18) 地方公務員災害補償基金

19) 消防団員等公務災害補償等共済基金

さらに、労働基準法に基づく災害補償及び中央・地方の公務員等に対する公務災害補償はその給付額を社会保険料（雇用主負担）に加える。

児童手当は50年表から、また、(7)~(13)及び(16)~(19)は55年表から新しく付加された。

⑧ 財産形成に関する費用

この項目は雇主が雇用者のために支出する以下の費用をいう。

- i) 私的保険制度への拠出金
- ii) 持家援助に関する費用
- iii) 財産形成貯蓄奨励金及び給付金

この項目は50年表で初めてとり入れられたものであり、55年表以降も同様である。

⑨ 社会保険に関する上積給付金

これは、社会保険の給付について雇主が雇用者のために法定給付に上積みして支給する雇主の費用である。例として、労災保険、健康保険などがあげられる。

行部門	9412-000	営業余剰
-----	----------	------

（経済企画庁）

(1) 付加価値から、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税一補助金）を控除したものである。営業余剰の内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子、賃貸を受けている使用資産の純賃貸料（実際に支払った粗賃貸料から粗賃貸料の一部を構成する維持補修費と減価償却費を控除したもの）等から成る。この場合、営業外収入である受取利子や受取配当、受取賃貸料は含めないが、これは各部門をいわゆる生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させるためである。

使用資産の純賃貸料を上記のように扱うのは、生産と生産のための資本を結びつけようとする、いわゆる使用者主義によるためである。ただし、物品賃貸業のうちの「電子計算機・同関連機器賃貸業」、「事務用機械器具（除電算機等）賃貸業」、「貸自動車業」の3部門及び「不動産賃貸料」部門については所有者主義により推計するため、営業余剰は所有部門で発生することとする。

なお、支払利子に関して、金融機関からは借入額に比例した帰属金融サービスを受けていることとするため、帰属サービス分だけ営業余剰が減少することに注意すべきである。

(2) 個人業主や無給の家族従業者等の評価所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含まれる。

(3) 政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産額は生産コストに等しいと定義されているため、



営業余剰は産業にのみ発生する。

行部門	9420-000	資本減耗引当
-----	----------	--------

(経済企画庁)

固定資本の価値は生産過程において消費されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で減価償却費と資本偶発損から成る。減価償却費は、固定資本の通常の摩耗と損傷に対するもので、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。固定資本の範囲は「国内総固定資本形成」で説明したのと同じであるが、一般道路その他の公共施設の償却は行わない。

資本減耗引当の部門別推計は、原則として使用者主義によっている。したがって、他からの借用資産も計算の対象となり、他への貸付資産は逆に対象から除かれる。

ただし、物品賃貸業のうちの「電子計算機・同関連機器賃貸業」、「事務用機械器具（除電算機等）賃貸業」、「貸自動車業」の3部門及び「不動産賃貸料」部門については所有者主義により推計するため、資本減耗引当については、所有産業に計上することになる。

行部門	9430-000	間接税（関税を除く）
-----	----------	------------

(経済企画庁)

(1) 間接税は、財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されるものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含まれる。ただし、関税と輸入品商品税は粗付加価値部門の間接税には含めず、最終需要の控除項目として計上する。

(2) 国税では酒税、揮発油税、物品税、自動車重量税等が、地方税では事業税、料理飲食等消費税、固定資産税等が、税外負担では各種手数料等が、間接税に相当する。

(3) 固定資産税は、工場用地や償却資産に課されるだけでなく家屋や住宅用地にも課せられるが、これから課税される固定資産税の全額が間接税とされるのは、国民経済計算及び産業連関表の約束に基づくものである。すなわち国民経済計算及び産業連関表では住宅はすべて産業によって供給されるものとし、自己所有の住宅に住んでいても「住宅賃貸料」という部門から借りて住んでいるかのようにして帰属家賃を計上することになっているので、自己所有の住宅等に課された固定資産税も企業に課された場合と同様に間接税とする。不動産取得税や都市計画税が全額間接税とされるのも同じ理由による。

(4) 料理飲食等消費税は、遊興、飲食、宿泊等をする人を納税義務者としているから、本来は直接税的なものである。しかし、徴収の方法として、料理店等の経営者が都道府県に代わって納税義務者から徴収し、これを都道府県に納入することとされている。また、旅館等の利用者は、本来の宿泊代やサービス料などと共に税額込みの料金を宿泊費等として認識しているのが普通である。そこで国民経済計算及び産業連関表では、遊興、飲食、宿泊等の費用は税額込みで最終消費支出に含め、旅館飲食店業では税額込みの売上高を計上し、料理飲食等消費税は全額を列部門の負担する間接税とする。通行税、入場税、電気税等も同じ扱いをする。

(5) 自動車関係の税や各種手数料は家計が負担している部分があるので、それを便宜的に半分とみて、税額の2分の1を間接税としている。

行部門	9440-000	(控除) 経常補助金
-----	----------	------------

(経済企画庁)

(1) 国民経済計算の補助金と同じである。産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、一般政府から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも経常補助金に含まれる。

なお、対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者が経常補助金を受け取ることはない。

(2) 法令上又は予算上常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。

なお、食糧管理特別会計の一般会計からの繰入れは経常補助金と見なす。